

令和3年度 筑波大学附属図書館特別展



紀年・暦法・元号

時を数む_よ

令和3年度 筑波大学附属図書館特別展

時を数^よむ

—紀年・暦法・元号—

会期 令和3年11月8日(月)～12月3日(金)
会場 筑波大学附属図書館(中央図書館貴重書展示室)
主催 筑波大学附属図書館／筑波大学人文社会系

凡 例

1. 本書は令和3年度筑波大学附属図書館特別展「時を数む ー紀年・暦法・元号ー」(会期：令和3年11月8日(月)～12月3日(金))の図録である。
2. 本図録に掲載されている資料は、特に記載のない限り筑波大学附属図書館が所蔵する。
3. 本書の図版番号は、展示資料の番号と一致するが、展示の順序は必ずしも一致しない。また、一部の展示資料については、本図録への掲載を割愛する。
4. 掲載資料の表題等の書誌情報や解題等の漢字表記は、原則として通行の字体に改めた。
5. 本書は、以下の分担により執筆し、編集および校正については特別展ワーキンググループが行った。

プロローグ、Ⅱ～Ⅲ 山澤学

Ⅰ 谷口孝介

コラム 谷口孝介・山澤学・馬場美佳・白戸健一郎・江藤光紀・鈴木伸隆
(掲載順)

目 次

目次	1
附属図書館長ご挨拶	2
人文社会系長ご挨拶	3
プロローグ 時を数む	4
I 日本の元号と暦	6
コラム 三善清行「革命勘文」と辛酉革命	8
菅原道真と元号	14
II 明治から令和へ	16
コラム 幻の元号「大政」	18
漱石の「こころ」と改元	22
III 神武天皇即位紀元の周辺	23
コラム 紀元2600年イベントとメディア文化	28
紀元2600年と洋楽	29
インドネシア独立宣言に記された神武天皇即位紀元	31
掲載資料一覧	33
改元一覧	34
主要参考文献	36

附属図書館長ご挨拶

筑波大学附属図書館では平成7年度の中央図書館新館竣工時に貴重書展示室が設置されて以降、学内各組織の協力を得つつ、本学開学以来所蔵する貴重な資料を広く公開する展示事業を行ってきました。

昨年度は、前年度から附属図書館所蔵資料の現物展示による来場型の特別展を計画・準備していましたが、コロナ禍により開催は極めて困難となり、本来であれば大多数の機関と同様に中止せざるを得ない状況でした。しかし、当該事業を25年間継続してきた意義に鑑み、オンラインでの開催(電子展示)として「もう一度見たい名品 ～蔵出し一挙公開～」を実施しました。期間中のWebサイトへは多くの訪問があったことで、従来の現物展示以上ともいえる反響があり、単なる現物展示の代替ではない形での電子展示が実施できました。

今回の展示は元号が「令和」となった改元に合わせて企画されたものです。人文社会系との共催で、令和3年度筑波大学附属図書館特別展「時を数む ―紀年・暦法・元号―」と題して、古来より時間を数え記録し続けてきた人間の営為と、それが与えた政治的、社会的、文化的な影響を所蔵資料から読み解きます。貴重書のみならず、これまであまり知られてこなかった資料も紹介いたします。本展示においては人文社会系山澤准教授が中心となつて、谷口教授とともに資料の選定と解説をしていただきました。また、鈴木准教授、江藤准教授、馬場准教授、白戸助教にもコラムをお寄せいただきました。

第1部では日本最初の元号に始まり、改元当時の史料や暦をもとに元号の歴史を解説します。第2部では明治維新以後の日本が近代国家に変容するなかで、一世一元の制をとってから令和に至るまでの元号について取り上げます。第3部では日本で元号以外の紀年法として用いられる神武天皇即位紀元の周辺を紹介します。

附属図書館特別展は、本学に蓄積された豊かな「知」を積極的に内外に向けて発信するという附属図書館の取り組みの一つであります。まだ社会活動は安定したとは言えませんが、今年は実際に貴重書展示室で資料展示をすることといたしました。また、特別展オフィシャルWebサイトから電子展示の公開も行います。ぜひご高覧いただき、新たな世界を発見される機会としていただくことを期待いたします。

令和3年11月

附属図書館長 池田 潤

人文社会系長ご挨拶

このたび、令和3年度筑波大学附属図書館特別展「時を数む ―紀年・暦法・元号―」が開催されるはこびとなりました。時(あるいは時間)は私たちの社会や個人のくらしの中に様々な様態で存在しています。そのことを、附属図書館が所蔵する貴重図書・和装古書を通じて、私たちが生活の中で「時を数む」ことの意味を探ることが、本特別展の目的です。

『日本書紀』には、斉明天皇6(660)年の条に、皇太子(中大兄皇子)が初めて漏刻(水時計)をつくり、人民に時を知らせるようにされたとあり、その11年後の天智天皇10(671)年にも、4月25日、漏刻を新しい台の上におき、はじめて鐘、鼓を打って時刻を知らせたと書かれています。律令制下で天体観測や暦を司った陰陽寮には時刻を知らせる漏刻博士という官吏が、漏刻によって知り得た「時」を世間に告知する役目を担っていました。漏刻は、いわば当時の公的な標準時を刻むものとして、都などに住む限られた人々だけが対象であったかもしれませんが、確実に社会の中に存在していました。

しかし、「時」はそのような公のものばかりではありません。本図録のプロローグに引用されている『万葉集』の一首に、大伴家持が長く会えない妻への想いを「月日を数む」と表現したことに表れているように、人は皆、自らの暮らしの中で独自の「時」を刻んでいます。たとえば、草花や風など身の回りの自然の変化など季節の移ろいに対する私的な感覚であったり、人生の節目になるような出来事のあった年や時期・時代に対して無意識のうちに特別な刻をつけたりすることもあります。それは、例えば、就職した年、大きな仕事をやり遂げた時、長年想いを寄せていた人に失恋した時、あるいは元号や干支を単位とした社会的時間(時代)を個人の時間軸に刻み込む時などです。「時」に注目してみると、人は公的・私的双方の「時」に包まれ、2つの時間軸を交差させながら生きているという、至極当たり前のことに改めて気づかされます。

今回、「時」をテーマとする特別展を企画するに至った契機は、平成から令和への改元に伴う社会全体の元号への関心の高まりにありました。21世紀の現在においても、元号は私たちの心の中に染みついています。本特別展を、過去の人や社会と元号・紀年などの「時」との関わりに想いを巡らせ、人が生きる上での基本的営為である「時を数む」ことの今日的意味を考える機会とすることができれば幸いです。

特別展「時を数む ―紀年・暦法・元号―」への多くの方々のご来駕を心よりお待ちしております。この特別展が皆様自身の「時」の一部として刻印されることを切に願っております。最後になりましたが、本特別展を開催するにあたりご協力、ご支援をいただきましたすべてのご関係の方々に、厚く御礼申し上げます。

令和3年11月
人文社会系長 関根 久雄

プロローグ 時を数む

人類は、なぜ時を数えてきたのだろうか？

統治者は時を管理し、支配した。日本列島でも古代国家の成立期に中国から暦法を学び、年代や日にち、時刻を干支で表現した。推古朝には、初代天皇である神武天皇が即位した年が西暦でいうと紀元前660年に当たると算出された。律令制国家の樹立に奔走した中大兄皇子(後の天智天皇)は、孝徳朝において大化の元号(年号)を定め、漏刻と呼ばれる水時計を用いた。その弟である天武天皇がその治世に編纂を開始した国史は『古事記』『日本書紀』として結実し、現代に読むことができる。

ところで、奈良時代に越中守に任じられた大伴家持は、彼の編んだ『万葉集』巻17に天平19(747)年の晩春に詠んだ「恋緒を述ぶる歌」と題する長歌を収めている。家持が正税帳使として越中国(富山県)から奈良の都へ間もなく上京するころに詠まれた歌である。次の一首(旧国歌大観番号3982)は、その反歌である。

春花のうつろふまでに相見ねば月日数みつつ妹待つらむそ

都に残る妻とは春花の散り果てるまで逢うことが叶わない。妻は、月日を指折り数えて私との再会を待っていることだろう。まさに家持が愛妻を想う恋情を詠う一首である。

家持は、妻が時を数える様を「月日を数む」と表現した。時を数えてきたのは、統治者だけではなかった。時代を生き、市井に暮らす人びともまた、生活するなかで時を数んだのである。

平成改元の翌月、平成元(1989)年2月6日に刊行された『筑波大学新聞』115号では、筑波大学の学生・教官が「昭和」、そして「平成」という時代に抱く想いを「「昭和」から「平成」へ：筑波大生はどう受けとめたか」という特集にまとめている。当時、改元、そして元号は、政治的なイデオロギーとも関連し、その存否をめぐり議論されていた。時を数えることは、しばしば統治の問題と見なされがちである。しかし、家持の歌を手がかりにすると、生活するなかでの文化現象ととらえてもよいのではないだろうか。

本特別展では、日本列島において展開した暦法・紀年、とくに元号と神武天皇即位紀元をめぐる文化の位相を、筑波大学附属図書館が所蔵する典籍・図書を紹介しながら読み解くことを試みたい。時を数む文化を、我々の問題として、ともに考えようではないか。

No.041

「昭和」から「平成」へ 筑波大生はどう受けとめたか

1989(平成元)年、平成に元号が変わった直後の、タイムリーな特集。新元号についての個人的な記憶といえば、大喪の礼の際、会場である新宿御苑を目指して仲間と深夜ドライブを敢行し、警戒中の検問にかかって非常に緊張したのを覚えている。いま思えば若気のいたりで、一体何がしたかったのかわからないが、元号が変わるなんて、人の一生にそう何度も訪れない。とにかく記念に残るような行動をしたかっただけかもしれない。

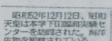
さて内容だが、そもそも大学新聞は学内というある意味「井の中」を舞台としており、時事問題、社会問題を真っ正面から取り上げるのはなかなか難しい。天皇制、新元号となればなおさらで、時代の節目にふさわしい何かをのこさなくては、どの編集部員たちの気概を感じる。

さぞや編集指導にあたった先生方はハラハラしたことだろうが、世の中の自粛ムードを横目に、筑波大生は、スキーにコンパにと、普段と変わらずおねらかに過ごしていた実態の記事はアンケートで浮き彫りにしている。教授談話、インタビューも添え、なかなかバランスのとれた構成だ。「次」の時代の変わり目でも、きっと筑波大学新聞らしい視線で世相を切り取ってくれることでしょ。

桧山直樹

第115号中面では「昭和」から「平成」への特集を組み、学内の反応をまとめた。特集では天皇制などに関する学生アンケートも実施している

筑波大生は
どう受けとめたか



四割がテレビの前で

昭和天皇・新天皇

何とも感じない……

[illegible][illegible][illegible]

天皇・マスコミ・学生



竹下俊郎

[illegible]

アンケート調査結果

問1	1. 問10の1と2は、8と9をそれぞれとしてみよう。 2. 問10の3は、問10の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。	問2	問2の1と2は、8と9をそれぞれとしてみよう。 問2の3は、問2の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。
問3	問3の1は、問3の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問3の2は、問3の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問3の3は、問3の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。	問4	問4の1は、問4の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問4の2は、問4の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問4の3は、問4の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。
問5	問5の1は、問5の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問5の2は、問5の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問5の3は、問5の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。	問6	問6の1は、問6の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問6の2は、問6の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問6の3は、問6の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。
問7	問7の1は、問7の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問7の2は、問7の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問7の3は、問7の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。	問8	問8の1は、問8の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問8の2は、問8の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問8の3は、問8の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。
問9	問9の1は、問9の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問9の2は、問9の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問9の3は、問9の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。	問10	問10の1は、問10の2と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問10の2は、問10の1と3の答えをそれぞれとしてみよう。 問10の3は、問10の1と2の答えをそれぞれとしてみよう。

[illegible]

平成の時代を迎えて三越四谷の大学会館が
部。昭和や天竺師に関する書籍を積み上げ
たコーナーがあるが、興味を示している人は
少ない。写真集や雑誌の方が学生に人気があ
ったという。手軽さがウケたのだろうか。

[illegible]

調査の方法
一月十三日の「現代マスコ」
書の内容は、男子六三・二歳
女子三六・八歳。学年別で

第115号

は、全体の二割強である二十一人の留学生が参加している。出身国は順に入りのものも、

「度なる」三人、意なき金の六割を以て銀三千二百二人。度くなる、謂ふ八人がいふ事なり。これとては、益越えたる縁にていふ者以外は、金の三分の一、度越えの動が甚だつた也。これ相夷典の惑方々を細分

近からの天旱が続いて今年の稲
買状の度は例年の七割弱と
か。

◆年末・年時、而るをいさ
す。

窓内外は閑寂ないような気が
する。

(医学五年・匿名)

何

ドラマチックだったけれど、

I. 日本の元号と暦

人類の暦の起源は、人が生活をする便宜として、自然を分節化し時間を可視化するところから始まる。太陽の運行を基準とした季節の分節、月の満ち欠けを基準とした朔望月など、前者はエジプト暦、ユリウス暦、グレゴリオ暦、後者はイスラム暦として今日の生活へとつながっている。日本を含む東アジアにおいては、中国前漢代(BC.104)に太陰太陽暦の太初暦が暦法として制定されその後各地に流通していった。これは月の満ち欠けする周期の朔望月で日を数え、太陽の運行による周期太陽年(回帰年)をもって季節を調節してゆく暦で、一朔望月は29.5306日で、その12か月分は一太陽年365.2422日よりほぼ11日少なくなる。そこで19年に七度閏月を置き、その1年を13か月とすることで、月行と日行とのずれを調節する仕組みである。日本において公的に中国暦法を受容したのは、推古天皇10(602)年の元嘉暦であると『日本書紀』に記されている。その後飛鳥、奈良時代にかけて、儀鳳暦、大衍暦、五紀暦が、遣唐使の帰朝によってもたらされ、改暦されてきた。『日本三代実録』貞観3年6月16日条に、ときの暦博士であつた大春日真野麻呂による新暦建議のなかに、日本における暦法受容の略史が記述されている(資料11)。その建議により使用された新暦がその後の日本において長らく使用されることとなった『宣明暦』である。中国においてはその後もたびたび重要な機会に改暦が行われたが、日本においては800年以上も改暦が行われなかったのは、中国における天子が天帝の意志を人民に伝え授けるという「観象授時」の思想が、律令崩壊後の日本に根付かなかったことに主因があった。

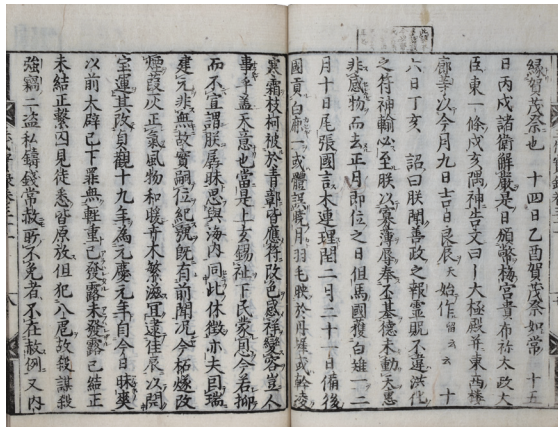
天命による革命の理念が受け入れられなかった日本において、時代のエントロピーの増大に対処するための装置となったものは改元であると考え。本来暦と元号とは関わり合いのものがあるが、元号の原義である「元年とは何ぞや。君の始年なり」(『春秋公羊伝』〈隠公元年〉)に基づいて、改元をもって王朝の始原回帰としたのである。これは中国に本来的にない発想であり、改暦に代替する日本独自の元号観と言える。さらに三善清行「革命勘文」(資料5、コラム「三善清行「革命勘文」と辛酉革命」参照)に至って、形式の履行によって理念が実現されるという日本的形式主義が継起されることとなる。



2『日本書紀通証』巻三十

谷川士清撰述 京都：風月荘左衛門ほか(五条天神宮蔵版) 宝暦12(1762)年刊 35巻23冊

近世中期の国学者谷川士清が著した『日本書紀』の注釈書。本資料は東京高等師範学校教授であった漢学者那珂通世の旧蔵書。日本で最初に年号が定められた「大化元年と為す」の注釈では、諸書を引用しつつ、大化・白雉・朱鳥は「一時の瑞」を記念したもので、北畠親房『神皇正統記』が記すように大宝こそが最初の年号であると記している。



3『日本三代実録』 卷三十一

藤原時平[ほか]撰；松下見林[跋]

大坂：秋田屋太右衛門ほか(蓬蒿舎蔵版)

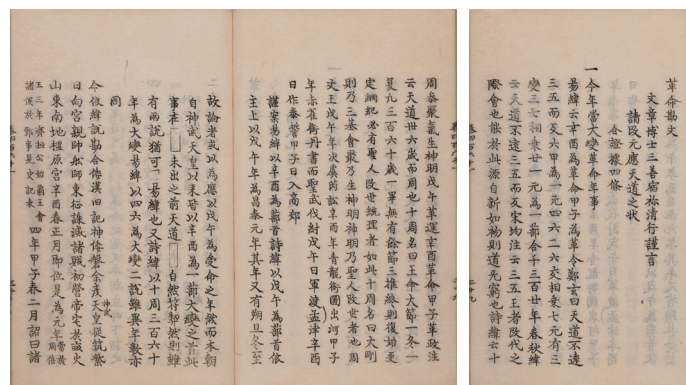
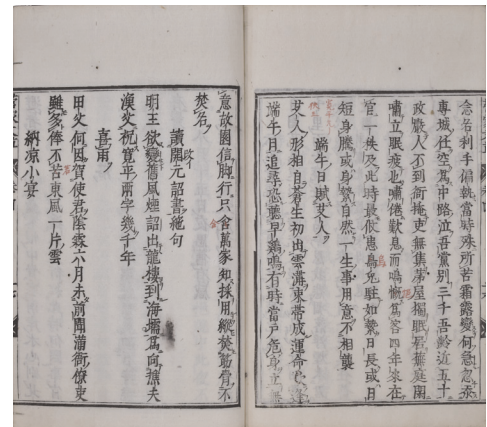
寛文13(1673)年刊 50巻20冊

『日本文徳天皇実録』を次いで、延喜元(901)年に宇多天皇の勅を承け、左大臣藤原時平らによって撰進された六国史の掉尾。古代の歴史学である紀伝道がもっとも成熟した時期の歴史書で、菅原道真も編纂の中軸となっていた。清和、陽成、光孝三代の30年間をほぼ編年体で記述する。この間、貞観(859年)、元慶(877年)、仁和(885年)の三度の改元のおりの詔が記載されている。元慶度改元の詔は都良香の手になるもので、代替わりであるとともに「白雉」「木連理」の祥瑞出現を改元の原因としている。

4『菅家文草』 卷四

福春洞[跋] 寛文7(1667)年刊 12巻3冊

菅原道真が自らの作品を編集した別集(個人全集)。巻6までは詩、巻7から巻12までは散文を収める。改元に関わって作られた詩作が、巻2と巻4とに見える。ことに巻4では当時讃岐守として外任に就いた道真が、889年の仁和から寛平への改元の詔書を読んで、土地の「樵夫・漁父」に向かって「寛平」(天子の仁徳がひろくゆきわたる)の世の中になることを祈っており、この年号に託した行政官としての道真の思いを読みとることができる。本書は寛文版本に元禄8(1695)年に校合が加えられたもので、元禄版本の祖となる貴重な資料である。寛政の三博士のひとり柴野栗山の旧蔵である。



5『群書類従』 卷第四百六十一

塙保己一集 江戸後期刊 530巻目録1巻

『群書類従』は、近世後期に盲目の国学者塙保己一が編纂した国書の一大史料集(版本)。巻第461には、延喜改元の端緒となった昌泰4(901)年2月22日の文章博士三善清行「革命勘文」が収められる。延喜改元は、中国から伝わった讖緯説たる辛酉革命説に基づく初めての改元である。清行は、改元によって天道に応じ得る証拠4か条を列举し、改元の必要性を醍醐天皇に建議した。文中には、『詩緯』から「戊午革運、辛酉革命、甲子革政」の語が引用される。

三善清行「革命勘文」と辛酉革命

日本の改元は、平安前期9世紀までは天皇の即位と祥瑞の出現とのおりに限られていた。延長改元(923年)以降は災異改元が祥瑞改元にとって代わることとなる。改元が天皇の即位に際して行われるのは、古く元明天皇の和銅改元(708年)以来の恒典で、『春秋公羊伝』(隠公元年)に「元年とは何ぞや。君の始年なり」とあるように、君主の治世の始まりを表すからに他ならない。代替わりにあたり、根源的な「元＝一」に回帰することで、治世の生命力の更新を理念的に図る装置と言えよう。「自ずから新たにすること初めのごとくならば、則ち無窮に通ずるなり」(『春秋緯』宋均注)とはこのことを言うものである。

そのようななかで三善清行が昌泰4(901)年2月に醍醐天皇に奏上した「革命勘文」は、きわめて異質でまた日本的な発想で書かれている。それは改元を予言の学である讖緯思想に基づいて意味づけようとするものであった。その根幹にあるものは、本書冒頭に言う、「『易緯』に云う、辛酉を革命となし、甲子を革命となす」であり、それに基づいて清行は革命の大周期を1320年とし、人皇の初めである神武天皇即位の辛酉年から1周期の翌年の辛酉(661)年を「中宗天智」が「基業」を継いだ年であるとする。そこから四六甲(4×60)、つまり240年目に当たるのが当年であると考ええる。つまり当年が革命の起こるべき年であると予言し、それを回避するためには象徴的・根源的に原初に回帰する意味で改元を行う必要があると進言しているのである。この清行の議論の歴史上の特異性は、それまでの改元には事実としての明確な理由があったのに対して、今時の改元については、彗星や老人星の出現という天体「玄象」を証拠とはするものの、それはどこまでも脇役で、主張の要点は「今年が大変革命の年に当たる事」なのである。見方を変えると、確たる目に見える根拠のない、数理的原理的な理由に拠る改元と言える。

ではなぜ清行はこのような前代未聞の改元の勘文を奏上したのか。改元の必要性の第4の根拠として、「高野天皇、天平宝字九年を改めて天平神護元年となす例」を挙げる。そのなかで天平神護改元(765年)の理由として「逆臣藤原仲麿を誅」したことを言う。このことから本書が奏上される直前の1月25日に菅原道真が右大臣から大宰権帥に左降される事件の布石となったとの見解が大勢である。浄瑠璃『菅原伝授手習鑑』において三善清貫は、立悪役の時平公の手下で端敵として道真を苦況に立たせる役回りとなっている。しかし「清行悪者説」はどこまでも状況証拠に拠るのみで、じつのところ勘文奏上の動機は不明としか言いようがない。

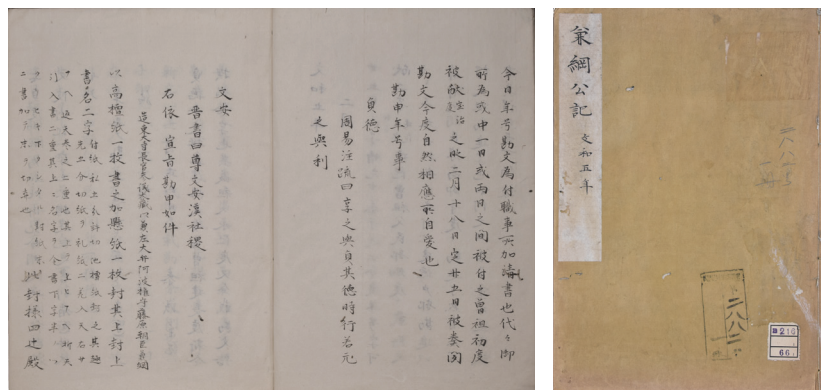
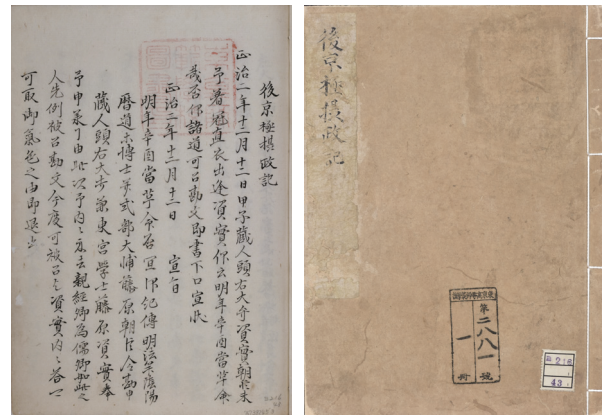
この勘文は後世に大きな影響を与えることとなる。次の辛酉年、村上天皇の天徳5(961)年には前年の皇居火災と並んで辛酉革命に拠る応和改元が行われる。それを承けてさらに60年後、後一条天皇の寛仁5(1021)年にも辛酉革命説が浮上する。このおりには他に明確な改元の理由がないにも関わらず、ただ辛酉年であるという理由のみで改元を行う必然性があるかどうか議論され、結果的に治安改元と定まった。これ以降60年ごとの辛酉年に定期的に改元が行われ、『後京極撰政記』(資料6)にも見えるように、そのつど清行の「革命勘文」が引き合いに出されることとなってゆく。ちなみに応和改元の3年後には甲子革命を理由として康保改元(964年)が行われ、こちらもこの後恒常化する。つまり即位、災異改元に加えて、60年ごとに辛酉改元、甲子改元が定例化し続けるという日本独自の元号のあり方となるのである。清行「革命勘文」は易学者今井宇三郎氏の校注で『日本思想大系8 古代政治社会思想』(岩波書店、1979年)に収められている。

(谷口 孝介)

6『後京極撰政記』

九条良経[著] 1冊

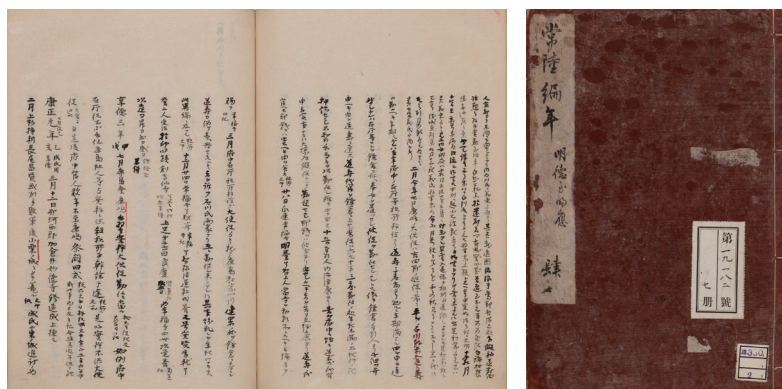
左大臣九条良経の日記から建仁改元に関する記事(正治2〈1200〉年12月12日～建仁元〈1201〉年4月8日)を抜き出した別記(写本)。正治3年の干支が辛酉であったことから、朝廷では辛酉革命説を根拠に改元すべきか、紀伝道・明法道・算道・陰陽道・暦道の各博士および式部大輔に意見を求め、審議の結果、正治は建仁に改元されることになった。なお、次の元久改元は「甲子革命」を根拠になされている。



7『兼綱公記』

広橋兼綱[著] 1冊

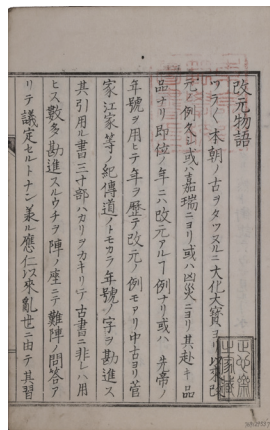
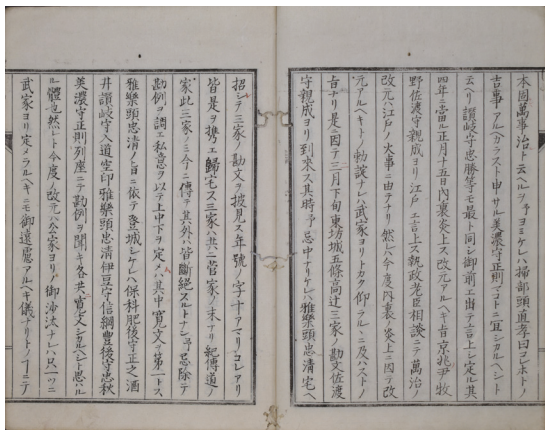
内題は「瑞雲院贈左府兼綱公記」で、蔵人頭広橋(勘解由小路)兼綱の日記から北朝における延文改元の記事(文和5〈1356〉年2月25日～3月28日)を抜き出した別記で、「延文改元定記」とも呼ばれる(写本)。南北朝時代には南・北両朝で別個に年号が定められ、二つの年号が併用された。記事中には兼綱自身が進上した年号勘文も記されるが、提案した「貞徳」「文安」は不採用となった。



8『常陸編年』 巻第四

中山信名[編]；宮本茶村[写] 7巻7冊

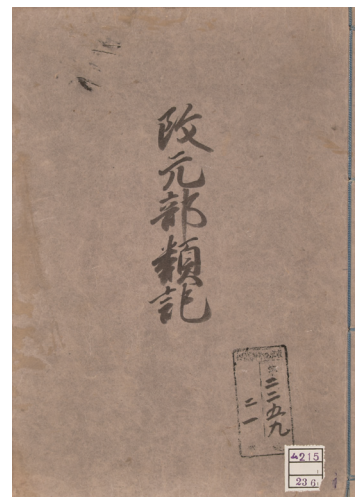
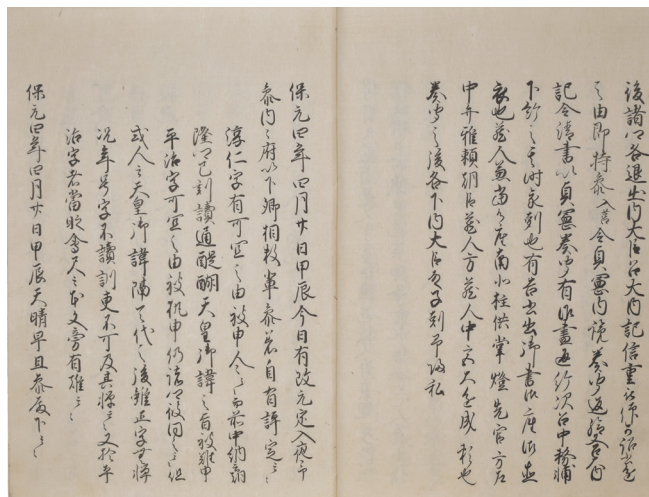
江戸時代後期の国学者中山信名が著した常陸国(茨城県)の歴史年表。本資料は潮来の国学者宮本茶村による写本。年号には、公的な年号ではない、私年号、異年号、偽年号、僭年号などと呼ばれるものも存在した。本資料には、享徳4(1455)年7月25日に康正と改元されたが、室町幕府と対抗する古河公方足利成氏はこれを認めず、文明3(1471)年まで(実際は同10〈1478〉年まで)享徳年号を使用していたことが記される。



9『改元物語』

林恕[著]；篠崎東海[跋] 元文元(1736)年写 1巻1冊

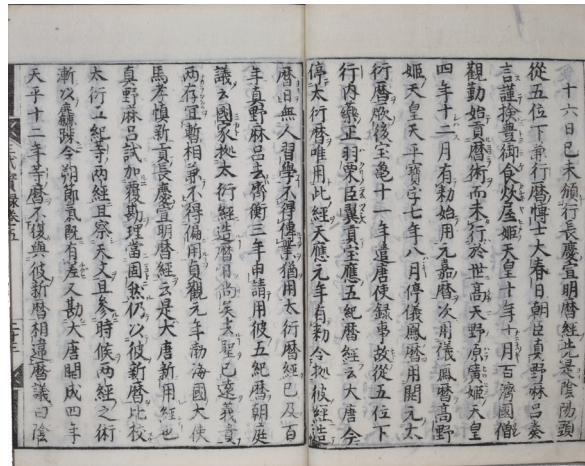
徳川将軍に仕えた林羅山を祖とする林家2代目の恕(鷲峰)が延宝元(1673)年に、公家・朝廷による改元に武家に関わるようになった江戸前期の改元の事情について、子孫に示すために著した記録。恕自身は万治・寛文・延宝の改元に直接関与した。本資料は、林家3代鳳岡や荻生徂徠・伊藤東涯に学び、日本古典にも精通していた儒学者篠崎東海による写本。印記によれば、国学を大成した本居宣長の門人である堤朝風の旧蔵書。



10『改元部類記』 巻五

[江戸前期写] 存14巻

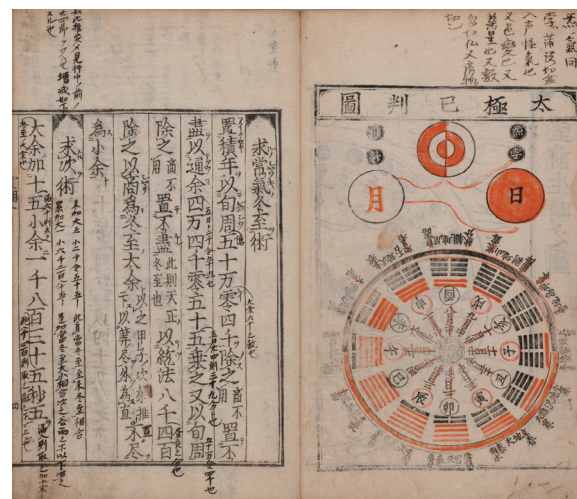
摂関期の三条院(三条天皇)から江戸期の後西院(後西天皇)に至る改元に関する古記録を集成したものであるが、惜しいことに計7巻を大正13(1924)年に焼失している。崇徳院(崇徳天皇)の天治改元から後陽成天皇の慶長改元にかかる現存の14巻には、新元号の候補の難点を提示する難陳の記録も含まれる。院政期、二条天皇の平治改元については、公家中山忠親(なみやまただちか)の日記である『山槐記』(さんかいき)が引用され、新元号の候補であった淳仁(いみな)が、難陳によって醍醐天皇の諱と重複することを指摘され、落選となった経緯が述べられる。



11 『日本三代実録』 卷五

藤原時平[ほか]撰；松下見林[跋] 大坂：秋田屋太右衛門ほか(蓬蒿舎蔵版) 寛文13(1673)年刊
50巻20冊

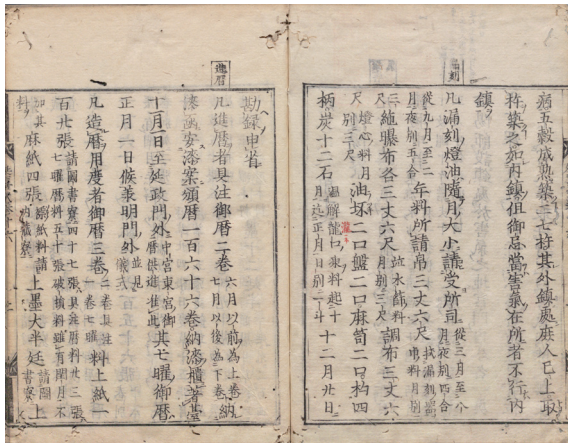
貞観3(861)年に陰陽頭兼暦博士の大春日真野麻呂によって、それまで使用されていた開元大衍暦、宝応五紀暦に代えて、誤差の少ない最新版の暦法、長慶宣明暦を使用すべきとの献策があり、それが認められ翌4年より新暦が使用された。その後日本ではこの宣明暦が貞享元(1684)年まで823年間の長期にわたって使用されてゆくこととなる。ここで言う「暦」とは暦法を言い、いわゆる毎年の暦(カレンダー)を作るための基本常数など計算式を記したものである。『三代実録』には3年6月16日付の太政官符が記載されており、これにより日本古代の暦使用の概略を知ることができる。



12 『宣明暦』 卷一

寛永21(1644)年刊 7巻7冊

元来『宣明暦』とは中国唐代長慶2(822)年から71年間使用された暦法の書で、日本には貞観元(859)年、渤海使によって伝えられ、同4年より823年の長きにわたって使用された。本来の『宣明暦経』は残らないが、本書は江戸時代に日本で出版された、原文を簡略化し、実際の造暦のための定数などを逐一挿入して実用に資したもの。毎年の造暦法を記した「宣明暦」、日月蝕の推算法を記した「宣明暦交蝕私記」、天文定数等の数表を記した「宣明暦立成」からなる。中国ではその後もたびたび改暦が行われたが、日本では800年以上も改暦が行われなかったのは、中日の支配者の暦法意識の差によるものと考えられる。



13『延喜式』卷十六

藤原忠平[ほか]撰 京都：出雲寺

享保8(1723)年刊 50巻50冊

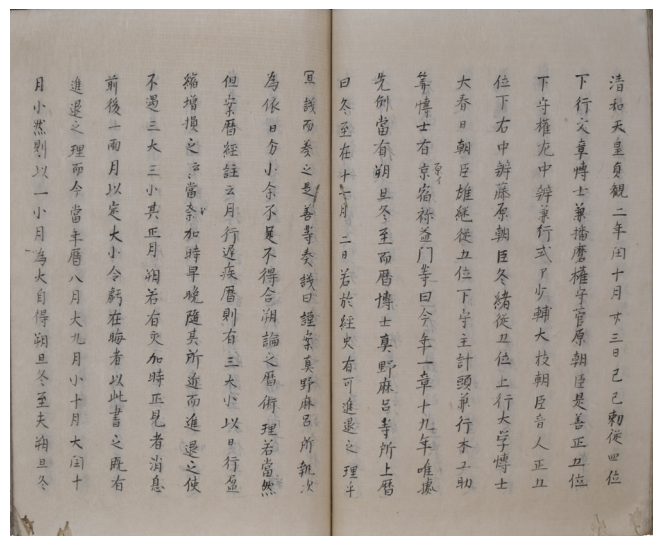
律令格に対する施行細則を集大成した古代法典の一つ。藤原時平、忠平兄弟らによって延長5(927)年に完成。巻16は中務省管下陰陽寮に関する諸規定が記される。毎年11月1日に天皇と諸司とに翌年の具注暦を進献する御暦奏の式次第が記されており、具注暦作成に必要な用具の物量を逐一記してある。具注暦とは律令時代に作成された季節や日の吉凶などの注を具備した暦で、今日天皇に奏上された御暦は残らないが、諸司への頒暦の断簡は奈良時代のものが残る。長徳4(998)年に始まる藤原道長の『御堂関白記』は具注暦の余白に日記が書き込まれたもので首尾完結した14巻が残る。ただしこれは御暦に擬して自家用に陰陽寮に作成させたもの。

14『政事要略』卷二十五

惟宗允亮[撰] 元文4(1739)年校了

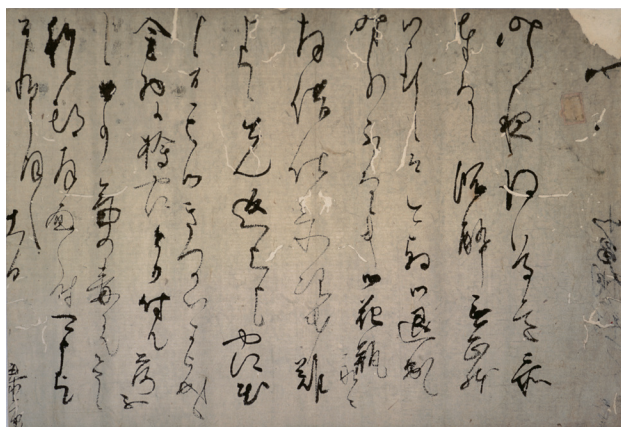
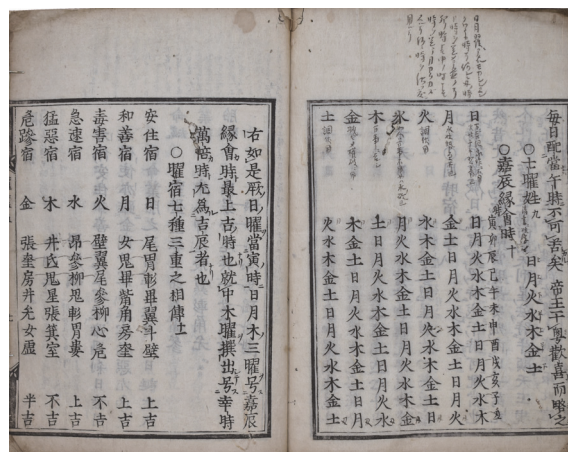
存17巻

平安中期の法制書。もと130巻。うち25巻分のみが伝存する。長保4(1002)年頃成立。平安時代の政務関係の諸制度を体系的に整理したもの。本書は写本のみが伝わり、版行されなかった。巻25・年中行事・11月1日に朔旦冬至に関する記事を集成する。太陰太陽暦ではほぼ19年に一度、11月1日と冬至とが重なることがあり、それを吉祥として祝った。ただ時に1日ずれたりすることがあり、そのおりに暦の朔を前後に移動する作為を行い朔旦冬至を祝った。19年一章であるはずの貞観2(860)年に冬至が11月2日に当たってしまい、文章博士菅原是善らは朔を移動することで、朔旦冬至とする建議を行い、そのように暦が変更されることとなった。



15『^{さんごくそうでんおんようかんかつ ほ き ないでんきん う ぎょく と しめう}三国相伝陰陽帙簠簋内伝金烏玉兔集』 卷五
安倍晴明撰 京都：前川茂右衛門
慶安3(1650)年刊 5巻2冊

日時・方角の吉凶などを集大成した雑書の一つ。単に『簠簋内伝』『金烏玉兔集』などともいう。三国は印度・中国・日本、簠簋は祭器の名で簠は円器、簋は方器、金烏は日、玉兔は月の異名。天円地方・陰陽を象る。天地の内に秘かに伝えられた暦書の意かという。安倍晴明作と仮託されるが、鎌倉時代末以降の成立か。古代の陰陽道に他のさまざまな禁忌説が習合し、それを伝説それも牛頭天王信仰に基づいて統一的に説明しようとする特徴が見える。暦の占術的要素を肥大化したもので、今日にも連なる縁起担ぎの淵源ともなっている。



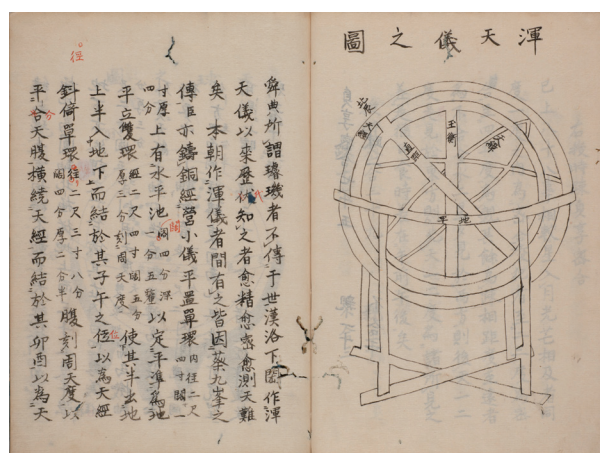
16 ^{つち み かどやすしげしよじょう}土御門泰重書状
[江戸前期] 1通

年紀未詳の土御門泰重の北畠某宛の書状。内容は江戸時代の堂上貴族の日常的な一コマである。泰重(1586-1661)は江戸時代初期の陰陽家。安倍晴明19代の裔久脩の子。中務大丞、以後中務少輔、左衛門佐、左兵衛督、天文博士を歴任した。陰陽道の再興に尽力した。梅小路村(京都市下京区梅小路西中町)に住し、現在邸宅跡付近に建つ梅林寺、円光寺には渾天儀など天文観測器の台石が残る。孫の泰福は、勅許を得て諸国の陰陽家を支配した。幕府天文方渋川春海とともに貞享暦を作成した。

17『^{じょうきょうれき}貞享暦』 卷三

渋川春海[編]；土御門泰福[校正] 7巻(5巻欠)

幕臣渋川春海が日本で初めて作成した日本独自の暦法書。貞享2(1685)年から70年間にわたってこの暦法により暦(カレンダー)が作られた。それまで日本では中国唐代の『宣明暦』が平安時代から約800年間使用されていた。そのため17世紀日本では実際の日月の運行と暦との間に2日間のずれが生じていた。そこで春海は当時最高峰の暦法と考えられた中国元の「授時暦」に基づき、江戸・京都での観測データを盛り込んで、日本の経度に適合させて作成したのがこの『貞享暦』である。暦法書は秘書であつたので出版はされず、写本でのみ伝わっている。



菅原道真と元号

菅原道真の詩文集『菅家文草』『菅家後集』には^{さいこう}齊衡2(855)年の11歳の作から、大宰府において死去する延喜3(903)年に至るまでの作が収められている。つまり天安(齊衡4年改元)、貞観(天安3年改元)、元慶(貞観19年改元)、仁和(元慶9年改元)、寛平(仁和5年改元)、昌泰(寛平10年改元)、延喜(昌泰4年改元)と、生涯にわたって七度の改元に立ち会ったこととなる。この間、元慶改元時には式部少輔であり、仁和改元時には式部少輔兼文章博士であったことから、元号の勘申に関わっていた可能性が高いと考えられる。しかしながら『菅家文草』などにおいて元号に関わる目立った言及は見られない。ところが逆に元号勘申に関わっていないことが明白な、讃岐守であった寛平改元時と^{だざいごんのそつ}大宰権帥であった延喜改元時とは、それぞれ「読_レ開元詔書_一。絶句」(巻四)と「読_レ開元詔書_一。五言」(後集)との同題の詩を作成している。天子の輔翼として元号勘申に当たったであろうおりには、天の時を管理する側にあった道真が、寛平度、延喜度にあっては、天時の支配を明確に受ける位置に立ったのである。そのことからこの両詩においては元号の意味付けがかえって鮮明に現れ出たものと考ええる。

ここでは、道真が年号勘申に関わったと考えられる仁和改元時のおりの作と外任で讃岐在国であったおりの作とを取りあげ、それぞれの立場によって元号に対する観方が両様であることを述べる。

九月九日、侍_レ宴、応_レ製 〈聖曆仁和、以_レ和為_レ韻〉(巻二)

九重逢九日、三罍醉三醴。	^{きゅうちゅう} 九重にて ^{きゅうじつ} 九日に逢う、 ^か 三罍にて ^さ 三醴に酔う。
引籍窺青簡、登高切絳河。	籍を引きて青簡を窺う、高きに登りて絳河に切る。
菊開新月令、絃鼓旧雲和。	菊は開きて月令新し、絃は鼓して雲和旧なり。
較量皇恩沢、翻来四海波。	皇の恩沢を較量すれば、翻来す四海の波。

仁和元(885)年2月21日に改元があった年の9月9日^{ちやうよう}重陽宴での作である。本作は重陽宴^{おうせい}応制詩としては異例な作と考える。ふつう重陽宴^{おうせい}応制詩は重陽に関わる詩題に沿って詩が制作されるが、この詩は「聖曆仁和」と新しい年号そのものを詩題としている。しかも「以_レ和為_レ韻」と韻字としても仁和の和字を取りあげるといふ念の入りのようである。詩の頸聯も注目すべき表現である。新と旧との対比自体は常套的なものに見えるが、ここはこのときの改元の詔勅にある「豈_レ嘗革_レ故鼎_一新之務」という『易』雑卦伝を引用した箇所を踏まえたものである。言うところは、新しいものに革めるにあたっても前の王朝を忘れてしまうわけではない、旧も尊重しつつ新に革めるという発想である。このようにこの詩は重陽宴詩であるにも関わらず、「仁和」の徳を詠じた内容となっている。仁和年号勘申に関わった可能性の高い式部少輔兼文章博士道真による新年号に託した時代に対する希求が読み取れるものと考ええる。自己が関与した新治世に対する期待を明確に感じ取れるものである。

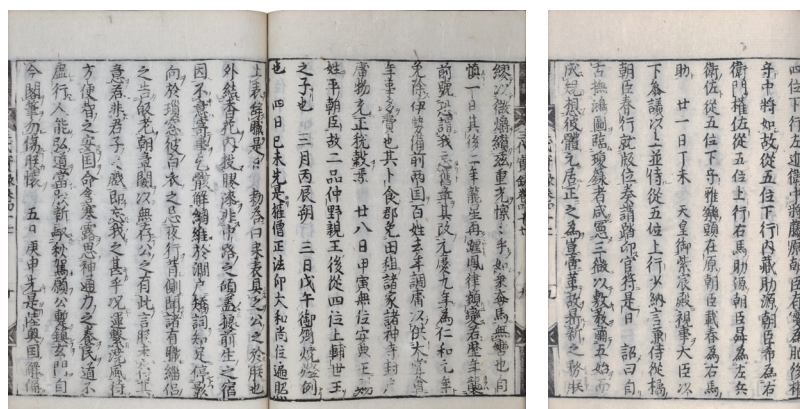
仁和度に対して、次の寛平度の作は、外任のおりに都から届いた改元の詔書を読んだ感慨を詠ったものである(資料4参照)。

読_レ開元詔書_一、絶句 (文草巻四)

明王欲変旧風煙	明王変ぜんと欲す 旧風煙、
詔出龍楼到海壖	詔は龍楼より出でて ^{かいぜん} 海壖に到る。
為向樵夫漁父祝	為に樵夫漁父に向かいて祝す、
寛平両字幾千年	寛平両字 幾千年。

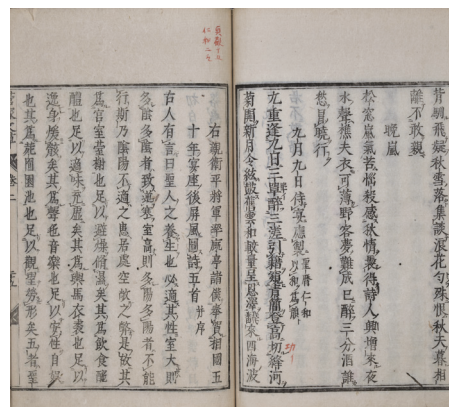
詩形からして仁和度と大きく相違する。公宴における整序された詩形である五言律詩に対して、こちらは私人として自己の思いを率直に吐露するのに向いた七言絶句となっている。このことはまずは新年号に対する道真の立場を外形的にも表していると言える。ときに道真は讃岐守として在国していた。つまり国司であって年号勘申とは縁のない立場ということである。なかでもとくに注目したいのは後聯である。ここでは国司として、もっとも弱い立場にいる「樵夫・漁父」に対して「寛平両字幾千年」であることを祝っているのである。ふつうにはこの結句は御代の永遠性を願う句に見えてしまうが、ここは第三句にあるように「樵夫・漁父」に向かって願っている。このことは年号「寛平」の意味に関わる。この詩の結句の「寛平」は年号をそのまま引用したものではあるが、その元来の漢語としての意味を詩の文脈においても用いている。漢語「寛平」とは、為政者が民政において寛仁の心を持つことを言う（「治以_レ寛平_一、民樂_レ其安_一」『新唐書』(刑法志)）。つまり道真は国司として人民に向かって、この旧風を革新する新年号の表す治世治安の要諦の理念が今後永遠に実現することを願ったのであった。

以上の対照的な二首の詩作の読解から、道真は自己の職掌に関わらせる形で「元号」に対して詩作していたことが理解できるのである。（谷口 孝介）



(参考)『日本三代実録』 卷四十七

仁和元(885)年2月21日条に光孝天皇の改元の詔が記載されている。



(参考)『菅家文草』 卷二

仁和改元をうけて新元号「仁和」を題材とした詩が詠まれている。

Ⅱ．明治から令和へ

日本が明治維新を迎え、近代国民国家へと歩み始めた慶応4(1868)年9月8日、明治と改元され、一世一元の制、すなわち天皇一代に元号を一つとすることが宣言された。元号の制度は、アジア・太平洋戦争後までは旧皇室典範・登極令、昭和54(1979)年以降は元号法に基づく。また、天皇へ崩御後に贈られる諡号にも、元号が使用されるようになった。

元号には、東アジアで永く培われてきた知が凝縮されている。明治以降の元号の典拠も、前近代と同じく漢籍である。最新の元号である令和の典拠は、『万葉集』、大伴旅人の「梅花の歌三十二首」の序であり、はじめて国書から選ばれたが、この序の背後には深く漢籍の影響を受けた知が存在している。明治以降の元号の典拠を読むと、いずれも統治者のあるべき姿、世の中の平安を述べる一節であり、統治の理想像が示されている。元号は、日本が東アジアの知の中に存在し、また、新時代への期待を込めた表現なのである。

文豪夏目漱石は、その代表作の一つである『こゝろ』のなかで、時代精神の拠り所として「明治」を描いた。また、ジャーナリスト徳富蘇峰は、古い思想に拘泥する「天保の老人」に対し、新時代を導くべき主体を「明治の青年」と呼んだ。元号は、政治・制度を超え、時代を生きる人々の生活文化のなかにも確かに存在した。

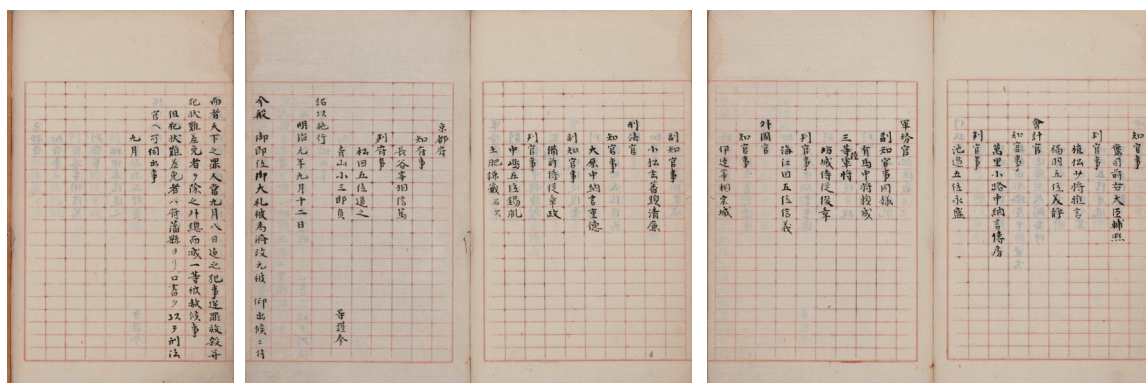
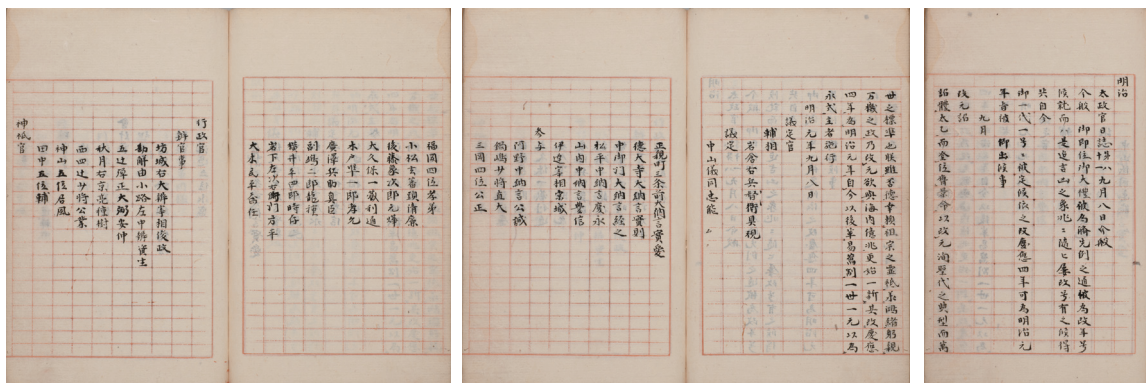
元号は、中国、朝鮮、ベトナムで用いられてきた。しかし、現代にあって元号を用いるのは、世界でただ一か国、この日本のみである。

18『周易』^{しゅうえき} 卷下

藤原惺窩[訓点] [江戸時代前期刊]
2巻2冊

元号「明治」の出典は、『易経』説卦伝の「聖人南面而聴天下、嚮明而治」(聖人南面して天下を聴き、明に嚮^{むか}ひて治む)。聖人は南面して明に向かい天下の政治を処理するの意。中国古代の卜辞を集大成する『易経』は『周易』とも言い、儒教の聖典「五経」の筆頭に挙げられる経典である。本資料は、江戸初期の儒学者藤原惺窩による訓点を付す刊本で、源敬重なる人物の蔵書印がある。





19『改元考証士代』 巻下

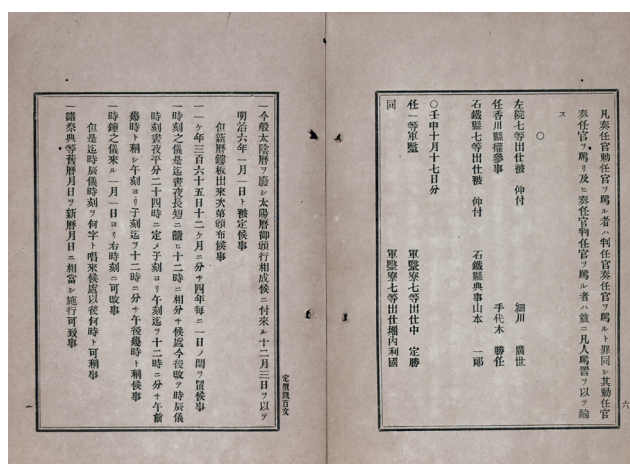
塙忠韶[著] 明治7(1874)年起案 3巻3冊

塙保己一の孫で国学者の忠韶が改元に関わる資料や年号の典拠を集成した自筆草稿。本資料は、水戸藩士出身で歴史家の帝国大学文科大学(現 東京大学)教授内藤叟叟旧蔵本。明治改元については、一世一元の制を定める改元詔書や、改元の吉事にともない罪刑を減じる大赦の詔書などを引用する。元号は、明治22年の旧皇室典範第12条、同42年の登極令第2・3条で法制化され、また、天皇へ崩御後に贈る諡号に当ててようになった。

20『太政官日誌』 二冊目

明治5(1872)年刊 1綴

明治維新期に頒布された『太政官日誌』の合綴本で、明治5年分の第2冊。表紙に「大河内家執事」とあり、旧大名大河内松平家の旧蔵と見られる。『太政官日誌』第96号は、太陰暦を廃し、太陽暦を採用する太政官布告第337号を載せる。これによって、旧暦明治5年12月3日は新暦明治6年1月1日と改められ、暦法の大転換を迎えることになった。しかし、民間、とくに農村では、明治40年代の地方改良運動期まで容易に浸透しなかった。



幻の元号「大政」

歴史家の武者小路樸・鎌田永吉は、慶応4(1868)年5月から9月に新政府へ反抗した奥羽越列藩同盟の政権構成案とされる史料を紹介している。ここでは、鎌田が紹介した蜂須賀家文書の冒頭部を次に掲げる。

奥州改元

大政元年六月十五日 御即位、上野御宮事、東武皇帝、御諱陸運、御后 一条関白御女、仙台慶邦養女、

この後には政権の役職配置が記される。列藩同盟は、仙台(宮城県)において輪王寺宮(上野宮)公現法親王(後に還俗して北白川宮能久親王)を「東武皇帝」(江戸の天皇)として擁立し、慶応4年6月15日に「大政」と改元したという。輪王寺宮とは、日光東照宮祭祀のために徳川将軍家が関東に迎えた宮門跡で、江戸時代には日光山および江戸上野の東叡山(寛永寺)の寺務を掌った。これが事実であれば、「大政」は、中央政府に対抗した権力がその統治権の証として使用した私年号の一例となる。

とはいえこの史料自体の信憑性を疑う見解は今も根強い。しかし、公現法親王を天皇として擁立するという発想については、荒唐無稽と言いつてもいい。紀伊徳川家を檀那とし、維新後に東照宮別所を務めた道純が住持した日光山の桜本院や、『大日本史』の編纂で有名な水戸徳川家の彰考館などに伝来した「東照宮御鎮座史記」と題する史料がある。これを見ると、天皇が西国・中国の「逆徒」に奪われたさいには、徳川将軍が朝敵とならぬよう、輪王寺宮を「当今」(当代の天皇)として擁立する発想が江戸時代に存在していたことがわかる。

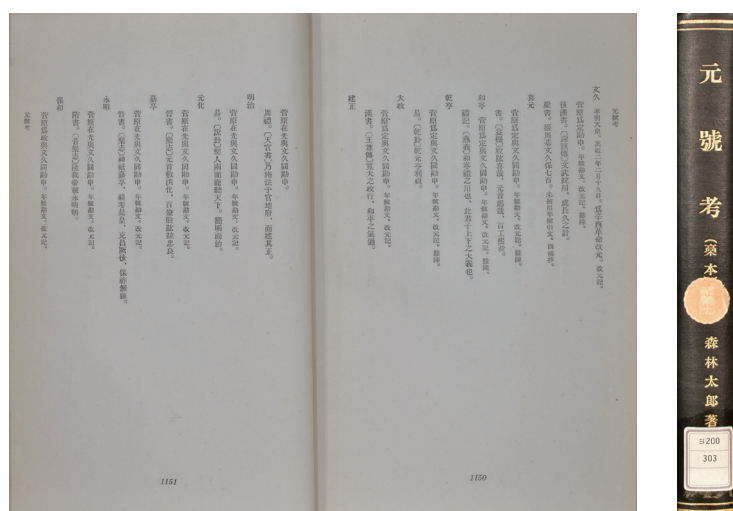
また、「大政」は、辛酉革命説に基づく文久改元(万延2〈1861〉年)のさいに、五条為定が提示した元号の候補の一つであった。すなわち、明治維新の直前、幕末という時代を生きた公家が編み出した「知」であった。

ペリー来航以降、各地の諸藩は、江戸や京都で最新の情報を収集した。とくに奥羽越列藩同盟に属することになる諸藩は、公武合体派の公家に接近し、日々変わる情勢を把握しようとしていた。そのためか列藩同盟の構想には、東武皇帝の皇后に、公武合体派の一条関白(実良)の女子を仙台藩主伊達慶邦の養女として迎えることも含まれていた。同盟を構成した諸藩が幕末の公家の「知」である「大政」を認知していた可能性は十分にある。

そもそも「大政」とはどのような「知」であったのだろうか。「大政」は、文久改元時の難陳(論議)において、上卿の大炊御門家信によって「雖非無存旨、先被閣之、可被移他号」(非と存ずる旨無しと雖も、先ず之を閣かるべし、他の号に移さるべし。「内覧文書写」)と判じられた元号候補である。家信は、庭田重胤の難(反対意見)、正親町三条実愛の陳(賛成意見)を聞いたうえで、非のない案でありながら、決定打がないと判じたのである。また、「大政」の典拠は、森林太郎(鷗外)『元号考』および『孝明天皇紀』第3の文久改元の記事に見えるように、『漢書』巻76の王尊伝で、善政をしいた地方官吏王尊が上表した「寛大之政行、和平之氣通」(寛大の政行はれ、和平の氣通ず)の文である。『漢書』は江戸時代の武家が必須の教養としていた典籍の一つである。さらに、この文については、古代貴族社会の史料に精通した歴史学者である土田直鎮が『国史大辞典』で、理想的な天皇親政の時代とされる宇多朝の元号「寛平」(889～98年)の典拠であると説明している。

日本の元号は、東アジア、そして日本列島に培われてきた「知」を凝縮し、長らく持続してきた文化の一形態である。以上のように見ると、「大政」もまた、武家にも熟知される漢籍に基づく公家の文化を背景にもつ「知」であり、戊辰戦争下において待望された、新たな「東武皇帝」のもと、和平をもたらすべき奥羽越列藩同盟の善政を意味した幻の元号であったという可能性を見出すことができる。「大政」は、あくまでも可能性しか述べることができない幻の元号ではあるが、元号の来し方行く末を考える一つの事例となる。

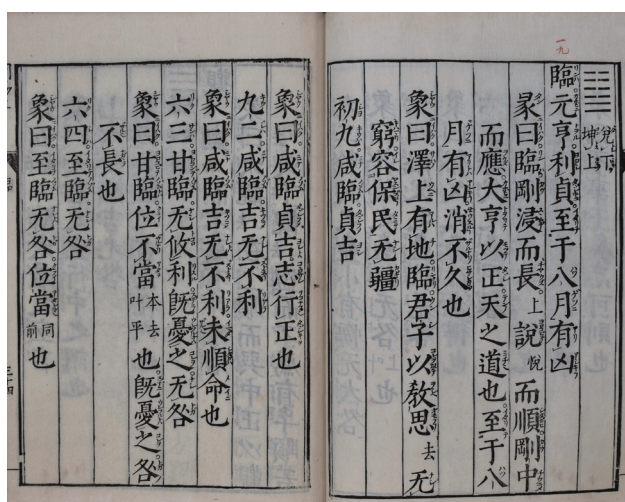
なお、史伝文学を得意とした森鷗外は、史実をふまえ、『能久親王事蹟』(棠陰会編、春陽堂、明治41〈1908〉年刊)を著した。同書には、鷗外の手になる公現法親王時代を含む詳細を究めた年譜も収録されている。しかし、その作中に、「大政」の記述はない。(山澤 学)



21 『元号考(藁本)』

森林太郎著 鷗外全集刊行会 大正15(1926)年刊 1冊

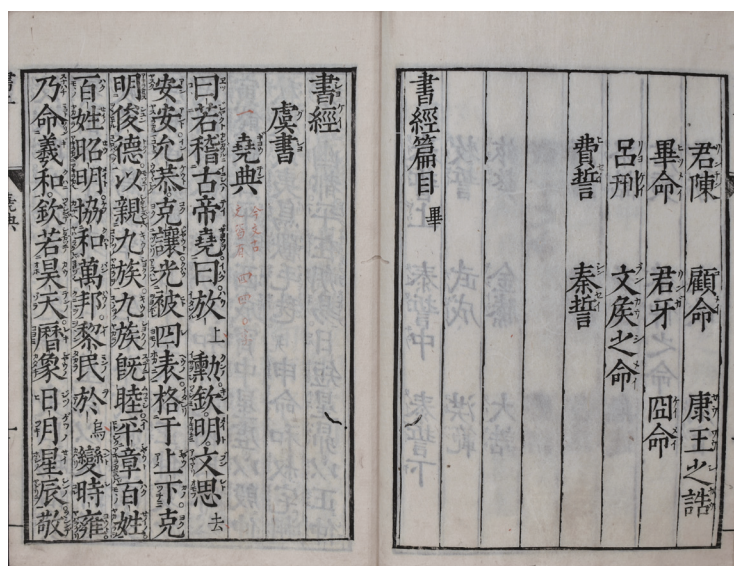
宮内省帝室博物館長兼図書頭となった森林太郎(鷗外)が大化から明治に至る元号の出典を考証した稿本(未完)。鷗外は、逝去直前まで推敲を重ねたと言い、逝去後に託された吉田増蔵によって補訂された。本資料は、東京文理科大学国史学研究室によって昭和12(1937)年に東京神田の一誠堂書店から購入された『鷗外全集』(鷗外全集刊行会刊)第6巻抜刷である。令和元(2019)年に講談社学術文庫から『元号通覧』と改題され刊行された。



22 『周易』

[林家改正点] [江戸前期刊] 1冊

元号「大正」の出典は、明治の出典(資料18参照)でもある『易経(周易)』のうち臨卦において、卦辞についての孔子の伝(注釈)である象伝(たんてん)の「大亨以正、天之道也」(大いに亨りて以て正しきは、天の道なり)。諸事が大いに亨通して貞正であるのは、天道に合しているの意。本資料は、朱子学者林羅山を祖とする林家の改正点を付す刊本で、磐城平藩主内藤風虎(貞享2〈1685〉年没)の旧蔵書である。



23『書經』卷上

〔林家改正点〕〔江戸前期刊〕 2巻2冊

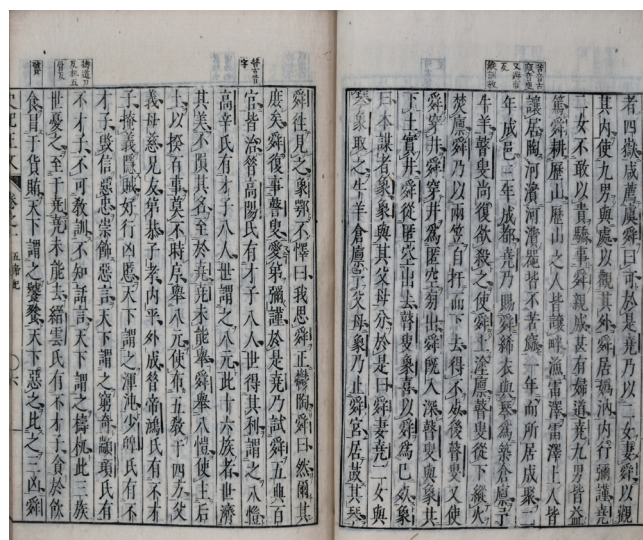
元号「昭和」の出典は、『書經』虞書・堯典の「百姓昭明、協和萬邦」(百姓昭明にして、萬邦を協和す)。日若(天文曆算家・史家)の評に述べられる聖帝堯の事跡で、百姓の身分が明らかになってから、よろずの邦を協同和合させたの意。『書經』は、儒教の聖典「五經」の一つで、『書』『尚書』とも呼ばれる。本資料は、資料22と同じく林家改正点、磐城平藩主内藤風虎の旧蔵書である。



24『尚書』卷一至卷六

孔安國傳 〔江戸初期刊〕 13巻2冊

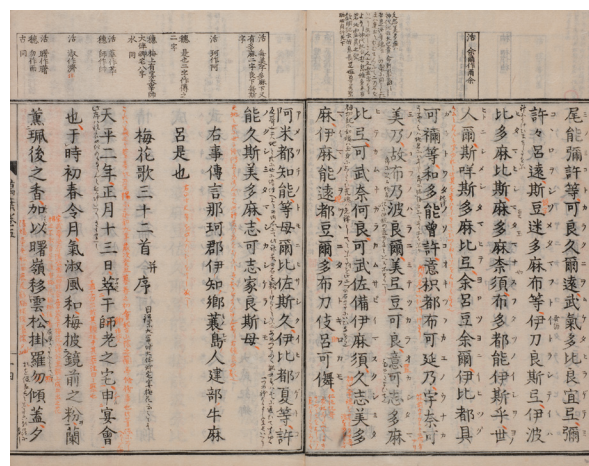
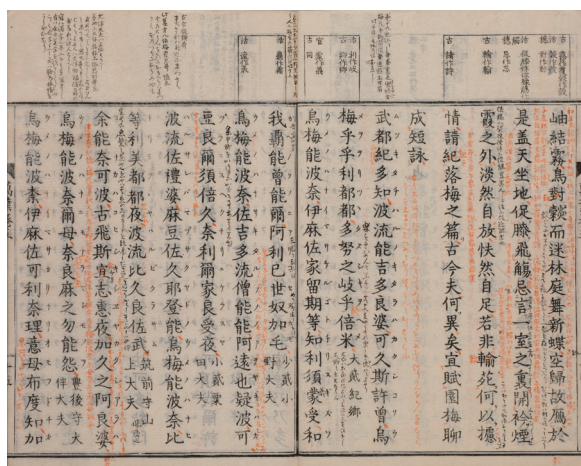
元号「平成」の典拠の一つは、『書經(尚書)』虞書・大禹謨の「地平、天成」(地平ぎ、天成的)。中国最初の王朝夏を創始した禹の言葉で、水土もおだやかに治まり、天も時節が順調にめぐるとの意。とはいえ、大禹謨は後世につくられた偽書とされる。昭和54(1979)年成立の元号法に基づく初めての改元となった「平成」改元時には、偽書を典拠とすることへの反対意見もあったと言う。本資料は、蔵書家として著名な高木利太の旧蔵書である。



25『史記』序・目録・卷第一～四

司馬遷[撰]；多賀漸[音訓] 京都：林権兵衛ほか(祥竜閣真本) 寛政5(1793)年刊 130巻20冊

元号「平成」のもう一つの典拠は、『史記』五帝本紀の「内平、外成」(内平らかに、外成る)。中国古代の伝説上の皇帝である五帝の一人に数えられる舜の言葉で、家の内が平和となり、世の中もよく治まったの意。『史記』は、前漢の武帝の時代に司馬遷が編纂した中国古代の歴史書で、二十四史の一つ。本資料は東京文理科大学初代学長三宅米吉の旧蔵書である。



26『万葉和歌集』巻第五

橋本経亮・山田以文[校訂] 京都：出雲寺文治郎 文化2(1805)年刊 20巻20冊

「令和」は、はじめて国書を出典とする元号で、本学旧歴史・人類学系教授であった中西進氏が撰者と言われている。出典は『万葉集(万葉和歌集)』巻第5の「梅花の歌三十二首」序で、「初春令月、気淑風和、梅披鏡前之粉、蘭薫珮後之香(初春の令月にして、気淑く風和ぐ。梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす)」。折しも初春の正月の佳い月で、気は良く風は穏やかである、梅は鏡の前の白粉のように白く咲き、蘭は匂い袋のように香っている、の意。大伴家持の父旅人が大宰帥であった天平2(730)年に邸宅で催した宴で大陸伝来の梅花愛でて詠まれた和歌32首の宴集序で、王羲之『蘭亭序』や王勃・駱賓王などの初唐詩序の構成・語句に学びつつ、宴の情景、ひいては世の中の平安を礼讃する。

漱石の「こころ」と改元

生まれた翌年に明治への改元を迎えた夏目漱石(慶応3〈1867〉年1月5日―大正5〈1916〉年12月9日)にとって、人生の大半が明治の「御代」にあったことは、彼の文学に深い刻印を与えている。とりわけ大正のはじめに書かれた「こころ」には、それがはっきりと表れているといえるだろう。

「こころ」全三章のうち教科書等でよく知られるのは最後の「下 先生と遺書」だろうか。明治の青年である先生と友人Kの関係が、下宿のお嬢さんをめぐる嫉妬の物語を軸に語られ、Kの自殺という衝撃的な結末に至る。以降の人生を、無為に生きざるを得なかった先生は、突如自死を決意するのだが、そのきっかけは明治天皇の死(明治45〈1912〉年7月30日)にあった。

すると夏の暑い盛りに明治天皇が崩御になりました。其時私は明治の精神が天皇に始まって天皇に終つたやうな気がしました。最も強く明治の影響を受けた私どもが、其後に生き残つてゐるのは必竟時勢遅れだといふ感じが烈しく私の胸を打ちました。(下「先生と遺書」55-56)

改元によって区切られた時間が、天皇の生と死を超えて、明治という「時代」の「精神」を象徴するという先生の考えは、「ツァイトガイスト／時代精神」(独Zeitgeist)そのものといえるが、これは天皇制国家が生み出した共同体的な物語に由来している。先生の「遺書」とは、大葬時の乃木希典夫妻の殉死を機に自殺の決心をした彼が、最期に大正を生きる青年の「私」に向かつて、まさに「明治の精神」に生き、苦悩した己のことばを遺そうとしたものだった。明治が終わりを告げなければ、大正に改元さえしなければ、先生の罪は秘められたままだったのかもしれない。

実際には、漱石が「こころ」を執筆したのは改元からしばらくたってからのこと。東京・大阪の両『朝日新聞』に大正3(1914)年4月20日から8月11日にかけて連載され、完結後まもなく漱石自身の装丁によって単行本として刊行された。大正改元は、明治天皇の崩御即日、新天皇の践祚とともに実施されていたわけだが、続く即位の礼が大正3年11月に行われる予定だったところ、明治天皇の皇后である昭憲皇太后の崩御(同年4月9日)のため延期、大正4(1915)年11月10日の挙行となった。つまり「こころ」は、改元と、新しい天皇を内外に知らせる即位の礼までの間の、「時代」の移行期間に執筆・連載されていたということもできる。天皇の死から数年がたち、続く皇后の死によって、「明治」という「時代」の物語が、漱石の中にはっきりとイメージされたということだろうか。イギリス留学中、ヴィクトリア女王の葬礼を目の当たりにし、大英帝国の行く末を思った漱石が、皇太后の死を契機に「こころ」執筆にとりかかった可能性も考えてみたくなる。

ちなみに、漱石と並び称される文学者・森鷗外は、大正天皇の即位の礼に参列している。そして、その数年後の大正6(1917)年、宮内省図書頭の任に付くのだが、鷗外がその職において使命としたのは、歴代元号の由来を整理・記録して歴史化する『元号考』の執筆だった。二人の文豪が見ていたものは、元号を改めることが、時間意識・歴史認識を有した「時代精神」として大きな意味をもつ、新しい歴史のはじまりだったといえるだろう。(馬場 美佳)

27『こころ』

夏目金之助著 岩波書店(6版)
大正5(1916)年刊

漱石自身の装丁によって刊行された初版と同じ装丁となっている。



III. 神武天皇即位紀元の周辺

日本における紀年法には、元号の他に、神武天皇即位紀元がある。これは、『日本書紀』に基づき、^{かのとり}辛酉年^{むつき}春正月^{かのえたつ}庚辰朔^{かんやま}に神日本磐余彦尊^{といわれ}（神倭伊波礼毗古命^{ひこ}）が^{かしはらのみや}橿原宮（奈良県橿原市）において天皇に即位した年（西暦紀元前660年）を元年とする紀年法で、^{こうき}皇紀、神武紀元、即位紀元、^{すめらこよみ}皇暦、神武暦、日紀とも呼ばれる（以下、神武紀元と表記する）。

神武天皇は、『日本書紀』に、初代天皇を意味する^{はつくにしらす}始馭天下之天皇^{すめらみこと}の異名が見える。一方、同様に「^{はつくにしらす}所知初国之天皇」（『古事記』）、「^{はつくにしらす}御肇国天皇」（『日本書紀』）と称される天皇には、^み三輪山^{みやま}（奈良県桜井市）の麓にあった^{しきのみずがき}師木水垣宮（磯城瑞籬宮）を宮都としたとされる^{すじん}崇神天皇がいる。神武天皇は、日本を建国した歴史的実在の初代天皇として、崇神天皇の理想的投影として古代律令制国家樹立期に創出された神話的英雄とされる。即位の年も、改元に影響を与えた識緯思想、すなわち辛酉革命説に基づき算出されたと考えられている。

神武天皇の陵墓も存在しえないはずであるが、『日本書紀』には^{おおあま}壬申の乱のさいに大海人皇子（後の天武天皇）が神託を受けて挙兵を報告したとの記事があり、古代には国家的な祭祀が行われたようであるが、以後にはその所在も忘れ去られることとなった。江戸時代には、国学の隆盛もあり、神武天皇神話の正否が議論された。また、その陵墓の所在地についても諸説が提起され、幕末に政治的な決定を見た。明治維新では、このような状況が引き継がれ、「神武創業」への復古が意識されるなか、神武天皇即位をもって紀元とすること（明治5〈1872〉年11月15日太政官布告第342号）、即位日に当たる太陽暦の2月11日を紀元節とすること（同6年3月7日太政官布告第91号）が定められた。以後、神武紀元は、元号と併用される紀年法となり、侵出した海外の植民地においても使用された。

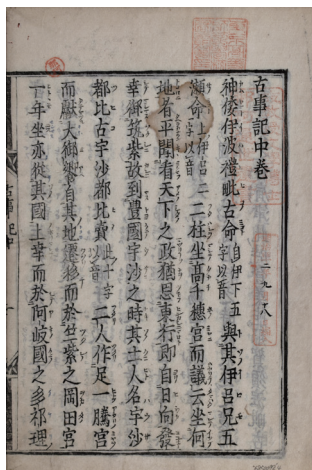
神武紀元2600年に当たる昭和15(1940)年には、記念の奉祝事業が国家をあげて行われた。昭和10年には政府が乗り出し、岡田啓介総理大臣を会長とする祝典準備委員会が発足し、さらに翌年に内閣祝典事務局・祝典評議委員会、翌々12年に秩父宮^{やすひと}雍仁親王を総裁、貴族院議長^{いえきと}徳川家達を会長、元東京市長・貴族院議員^{さかたによしろう}阪谷芳郎らを副会長とする奉祝会が設置された。奉祝会のもとでは神武天皇を祀る^{かしはら}橿原神宮境域・^{うねびのやまのうしろのすみのみきぎ}畛傍山東北陵参道の拡張整備、神武天皇聖蹟^{せいせき}の調査・保存・顕彰、御陵参拝道路の改良、日本万国博覧会の開催、歴史博物館である国史館の建設、『日本文化大観』の編纂出版という六大事業（後に宮崎神宮境域の拡張整備も追加）が計画され、民間でも学術・産業・芸術・スポーツなどさまざまな分野の振興を目論む記念事業が実施された。

紀元2600年の奉祝は、その意義として国威発揚も唱えられ、この後のアジア・太平洋戦争へと向かう時代状況にも飲み込まれた。戦後には、神武天皇の存在が科学的には虚構とされ、神武紀元を用いることもほとんどなくなった。



（参考）『神武天皇』

前田善三郎 明治40(1907)年刊(個人蔵)



28『古事記』 巻中

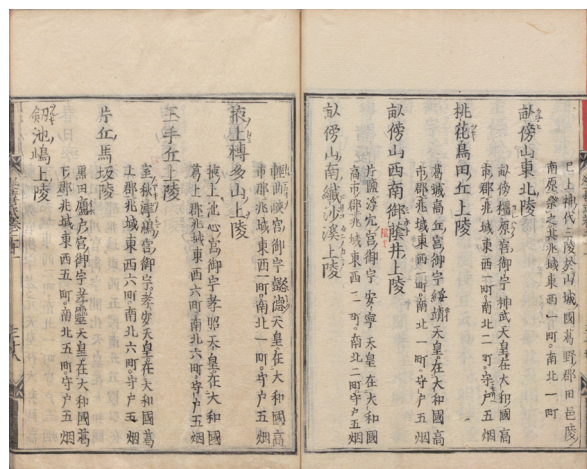
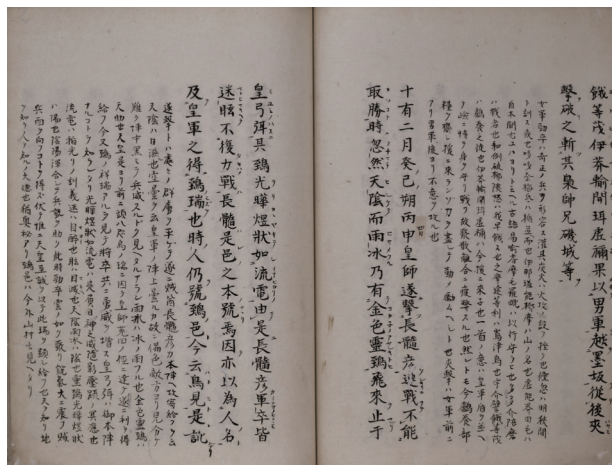
太安万呂[撰] 京都：風月宗智 寛永21(1644)年刊 3巻3冊

神武天皇即位を記す現存最古の史書は、和銅5(712)年撰の『古事記』と養老4(720)年撰の『日本書紀』である。本資料の旧蔵者である東京高等師範学校教授那珂通世は、近代歴史学において最も早く神武紀元の問題を扱った。明治11(1878)年「上古年代考」(『洋々社談』38号)では、神武紀元を「史家ノ妄撰」と処断し、『易緯』『詩緯』などに説かれる辛酉革命説に基づき、百濟僧観勒が来日して奉じた暦・天文などの書を書生に学ばせた推古朝の時代から逆算して定められた暦法であると主張した。その論証には、韓史(朝鮮史)や西洋史の暦法・紀年とも比較する巨視的な関心が見受けられる。那珂はその後、明治21年に「日本上古年代考」(『文』1巻8・9号)、同30年に「上世年紀考」(『史学雑誌』8編8～10・12号)を公表している。

29『神武卷二葉草』

三浦正子著 天明2(1782)年序 1巻1冊

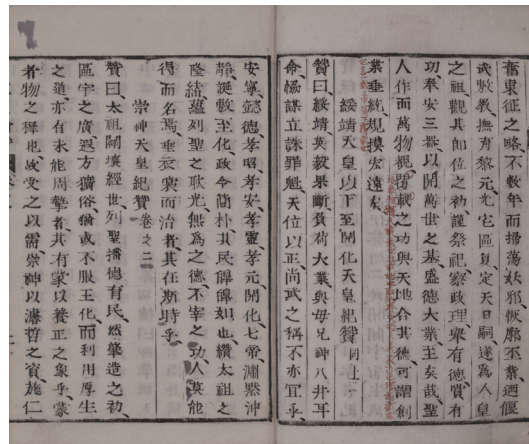
旗本(後に京都西町奉行)三浦正子(みうらまさつぐ)が江戸中期に著した『日本書紀』巻第3(神武天皇紀)の注釈書。「神武天皇三種ノ御徳ヲ以テ宇宙ヲ統御シ給ヒ王道ヲ示シ給フ」と神武天皇の功績を賞讃し、即位前の天皇が日向(宮崎県)から大和(奈良県)へ向かう東征のさいに、その弓に金色の靈鷄(金鷄)が止まり、長髓彦との戦いに勝利したという神話も詳解される。金鷄は近代以降、同様に神武天皇を導いた八咫鳥とともに、神武天皇神話の象徴として民間へ広く普及した。



30『延喜式』 卷第二十一

藤原忠平[ほか]撰 京都：出雲寺 享保8(1723)年刊 50巻50冊

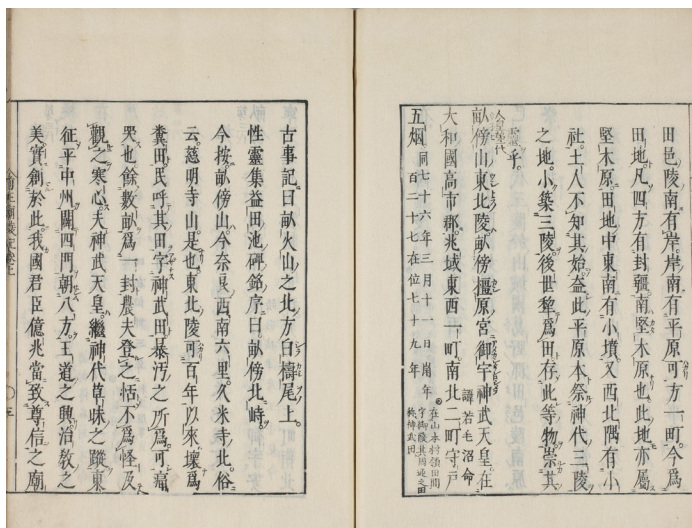
律・令・格の施行細則を集成した古代法典。そのうち朝廷が管理すべき山陵諸墓を書き上げる「諸陵寮式」には、神武天皇陵として『日本書紀』にも載る畝傍山東北陵が見え、その兆域(墓域)は東西一町・南北二町と記される。江戸期の国学者・考証学者は、その所在地をめぐり、さまざまな学説を立てることになった。本資料は版本であるが、狩谷望之(椋斎)によって文政12(1829)年に塙保己一(京都所得本・出雲松江新刻本・淀城主蔵本、また、同じく岡正武によって天保12(1841)年に狩谷望之所蔵本と校合が加えられている。



31『大日本史論贊』 卷之一

安積澹泊[著] 明治2(1869)年刊 8巻8冊

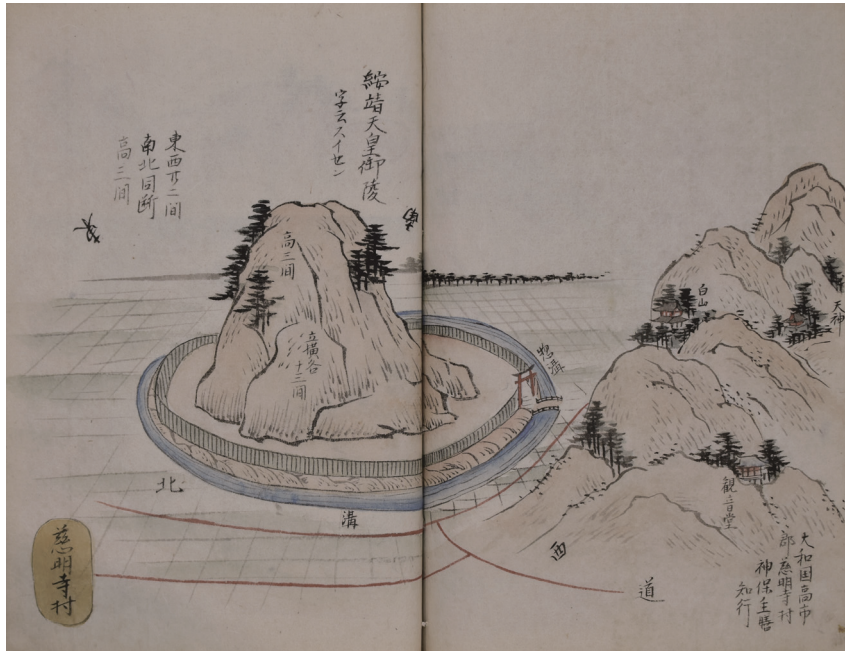
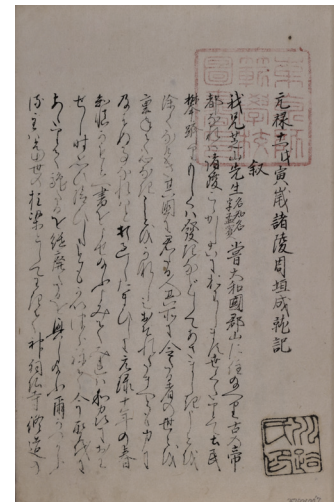
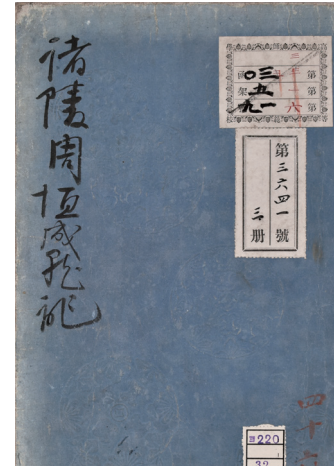
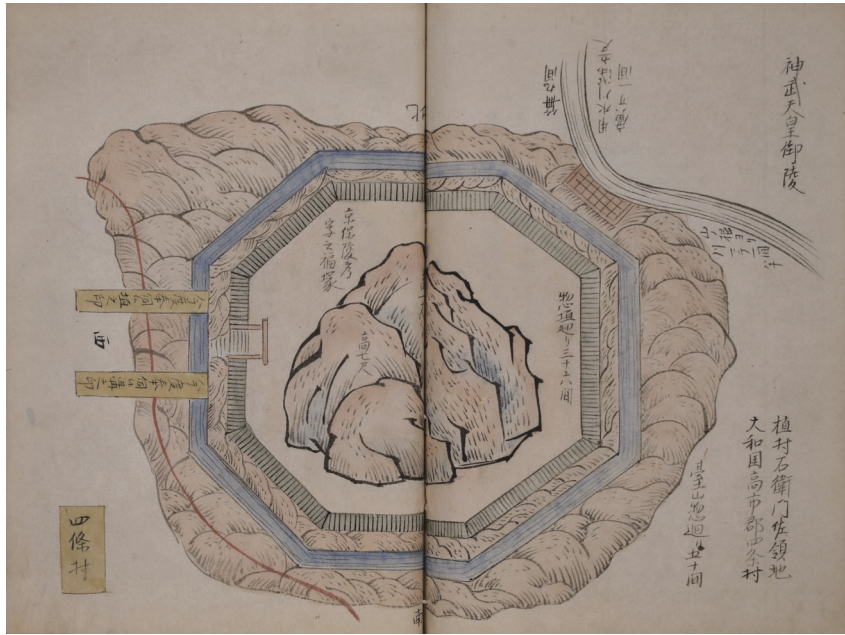
『大日本史』は、水戸徳川家が、2代藩主徳川光圀以来、明治期まで編纂を継続して完成させた漢文・紀伝体の歴史書。『大日本史論贊』は、光圀没後の正徳6(1716)年より安積澹泊(覚)^{あさかたんぱく}が儒学の立場で執筆した人物評論である。神武天皇は、「奉安三器、以開万世之基、盛徳大業至矣哉」と賛嘆される。享保5(1720)年の幕府への『大日本史』献上本にも加えられたが、記された評価には異論も出され、藤田幽谷が彰考館を主導するようになった文化6(1809)年に本編から削除された。本資料は、那珂通世の旧蔵で、東京文理科大学初代学長三宅米吉に譲渡されたものである。



32『増註 前王廟陵記』 卷之上

松下見林[撰]；速水常成[補] 江戸：須原屋茂兵衛ほか 安永7(1778)年刊 2巻2冊

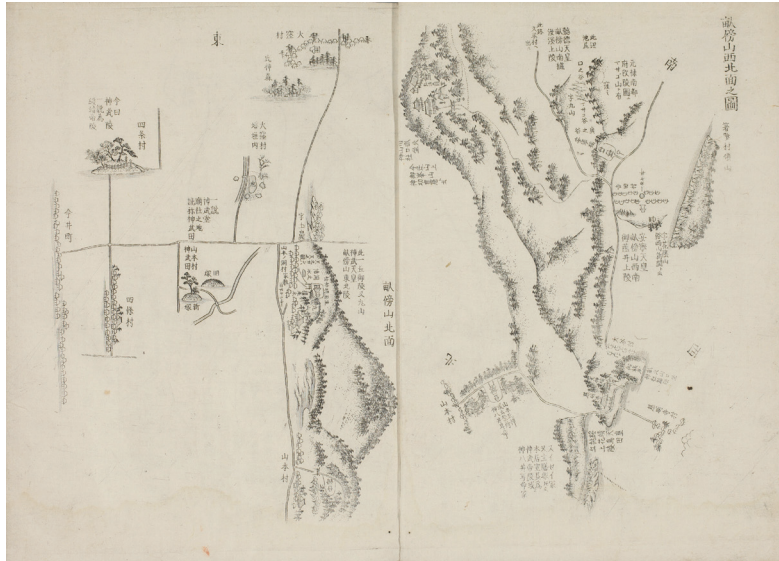
元禄11(1698)年初刊。国学者・儒学者・医者であった松下見林が著した天皇陵墓の研究書で、神武天皇陵は、大和国高市郡山本村(奈良県橿原市)の塚である神武田に比定される。本資料には「三宅」と記す札(写真右)が挟まれており、後に東京文理科大学初代学長となる三宅米吉が研究資料としたことがわかる。三宅は自ら主宰した『文』の誌上で、自らも首肯する那珂通世の神武紀元論を取り上げ、読者に議論を呼びかけた。その際に紀年の「正確ナランコト」が史家の研究上大切であると訴えつつ、かかる議論は「歴史攷究上ノ為ノミ」であり、「今日平常用フル所ノ紀元・年号ニハ毫モ関係」なく、「縦ヒ其ノ年数ニ誤算アリトモ、只年号トシテ用フル上ニハ差支ハナカルベシ」とした。三宅は神武紀元の問題を、あくまでも国家思想上の問題と分け、政治問題化させずに、純粋に学問として議論しようとしたのである。



33『諸陵周垣成就記』 卷之一

伴信友[跋] 天保12(1841)年写 3卷3冊

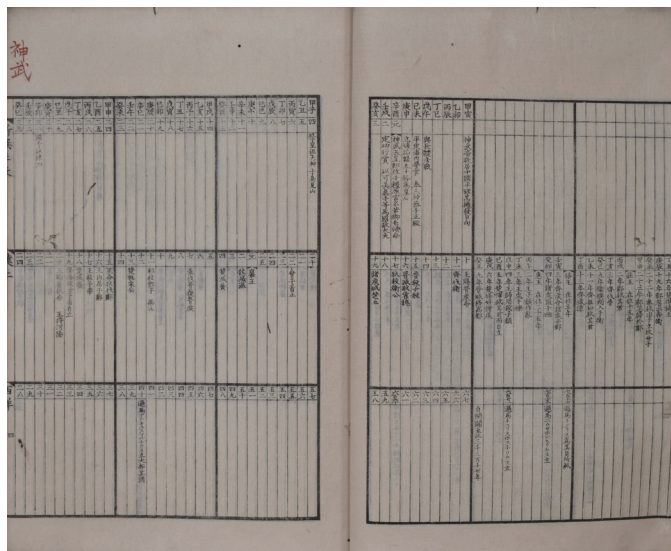
国学者^{ばんのぶとも}伴信友が集成した陵墓の記録。京都上賀茂社神職・国学者^{かも すえたか}の賀茂季鷹が所蔵した元禄修陵の記録である細井知慎^{ほそい ともちか}(広沢)の元禄12(1699)年「元禄十一戊寅歳諸陵周垣成就記」の加除修正本を文化10(1813)年に写し、さらに天保3(1832)年に神陵図、同12年に河内国陵墓之図などを補っている。元禄修陵は幕府によって行われた天皇陵墓の修復事業で、所在が不分明であった神武天皇陵を大和国高市郡四条村(奈良県橿原市)の塚山に比定した。本資料は、幕末に活躍した旗本川路聖謨^{かわ じ としあきら}の旧蔵で、川路自身も嘉永2(1849)年に『神武御陵考』を著し、本居宣長^{もとおり のりなが}が慈明寺村(同市)のスイセン塚(スイセイ塚)。元禄修陵では綏靖天皇陵^{すいぜい}に比定したことを批判し、神武田説を推した。



34『聖蹟図誌』巻之上

津久井清影識；松田緑山縮圖彫銅 京都：村上平楽寺 嘉永7(1854)年刊 2巻2帖

津久井清影(平塚瓢斎)がその著書『陵墓一隅抄』の付図として、天皇陵墓の位置・形状を示した見取図である。本書ははじめ一冊本であったが、のち薩摩(鹿児島県)の田原篤実による神代三陵図とその考説など十数葉の図を増補し、「神代并諸国部」「京郊并山城部」の上下2帖に編成された。神武天皇陵については、寛政年間(1789-1801)に竹口英斎が提唱した山本村(奈良県橿原市)の丸山とする説が採られ、「一説」として塚山、神武田、本居宣長説としてスイセイ塚も示される。本書刊行後間もなく、幕府は文久2(1862)年に下野宇都宮藩へ修陵を命ずるが、その結果、神武天皇陵は神武田、綏靖天皇陵は塚山と決定されることになった。



35『新撰年表』

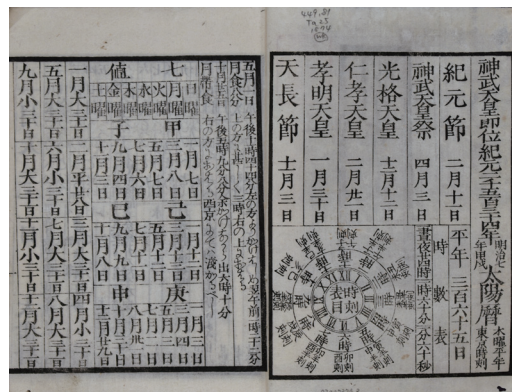
清宮秀堅著；箕作逢谷閑 佐倉：順天堂 安政2(1855)年序 1冊

下総佐原出身の国学者清宮秀堅が編んだ歴史年表。高等師範学校教授箕作元八の祖父逢谷(阮甫)が校閲し、水戸藩の藤田彪(東湖)が序、幕府儒者塩谷世弘(右陰)が跋を寄せる。現在の茨城県・千葉県北東部を中心とする常陸・下総両国一帯では、水戸学や平田国学の影響を受けた清宮をはじめとする民間知識人を多数輩出した。清宮は本書の序文で「皇国ノ紀年」、すなわち神武紀元について、推古天皇12(604)年以後に歳月を「漢暦」で記したこと、それ以前の紀年は「逆推」して定められたことを論じており、その学的水準の高さを知ることができる。本資料は三宅米吉旧蔵。

めいじしちねんきのえいめたいようりゃくれき
36『明治七年甲戌太陽略暦』

大阪：頒曆商社中弘曆者ほか 明治6(1873)年刊 1冊

太陽暦採用2年目である明治7年の暦。表紙裏には、「神武天皇即位紀元二千五百三十四年明治七年甲戌太陽暦」とあり、神武紀元を併記する。政府が国家祝祭日とした、神武天皇の即位した日に相当する2月11日の紀元節、崩御日に相当する4月3日の神武天皇祭も明記される。この両日はアジア・太平洋戦争後に廃止されたものの、紀元節は復活をたびたび提起され、数々の議論を呼んだ。そのさいには、戦前に記紀の叙述を神話ととらえて史実としては否定した津田左右吉が、国家として建国記念日をもつ意義を積極的に主張した。最終的に2月11日は、昭和41(1966)年に建国記念の日とされるに至った。



コラム

紀元2600年イベントとメディア文化

紀元2600年となる昭和15(1940)年は大規模イベントが控えていた年であった。日本万国博覧会、東京オリンピック、そして紀元2600年式典である。万博と東京オリンピックは長引く日中戦争により開催されなかったが、紀元2600年式典は昭和15年11月10日(現 皇居)外苑にて挙行された。紀元2600年を祝福する大小様々な行事や事業がその1年前後開催されており、祝福の空気を作り上げていた。日中戦争から3年たち、欧州ではすでに第二次世界大戦が始まっていた頃である。

戦争真只中とも思えるこの時期は、かつては検閲と軍国主義が支配する「暗い谷間の時代」とみなされることが多かった。だが、近年その解釈は弱まり、むしろ戦争景気により消費主義を謳歌した時代と位置づけられている。メディア文化史としては、新聞やラジオなどのいわゆるマス・メディアが「マス」としての実態を備える時代であった。雑誌や書籍などの出版物も、満洲や中国関係のものを中心に氾濫しており、出版社は未曾有の好景気に湧いていた。昭和13(1938)年からはじめられた国民精神総動員運動の一環として紀元2600年は位置づけられたが、国威発揚を促すだけでなく、このような経済的好況に棹さすイベントでもあった。

奈良、伊勢、宮崎のように建国シンボルを有する地方自治体にとって紀元2600年は国内外からの観光事業の活性化をはかるうえで格好のイベントとなった。橿原神宮などの建国シンボルの拡張整備を行うとともに、記念碑の建立や遊覧のための交通インフラがこれを機会に整備された。伊勢神宮や奈良などへ向かう旅行者は昭和5(1930)年初頭から同15年前後をピークに増加していた。後のJTBとなる日本旅行協会は、急増した需要に応えるために「紀元二千六百年祝典臨時施行事務所」を新たに設置するほどであった。

紀元2600年を触媒にした消費活動は観光にとどまらない。百貨店を舞台に巡回した「紀元二千六百年奉賛展覧会」、商業出版と結びついた国史ブーム、藤山一郎や二葉あき子などのスター歌手が起用された奉祝歌「紀元二千六百年」、国粹的な特徴を図案化した「二千六百年調」というファッション言説など、紀元2600年を名目にした娯楽が溢れ、ブームを作り出すことになった。あえていえば、国民統合のシンボルとなる紀元2600年を建前にすれば、消費主義を謳歌できたのである。総力戦体制は上からの動員だけでは遂行しえず、下からの参加、すなわちイベントへの参加や消費活動により支えられた。また、ナチス・ドイツが娯楽を重視していたと知られているように、日本の総力戦体制においても娯楽は不可欠な要素であった。紀元2600年はナショナリズムと消費の相互連環を推し進める総力戦体制にとって象徴的なイベントであったといえよう。

(白戸 健一郎)

コラム

紀元2600年と洋楽

1930年代になると、音は新聞やグラフ雑誌などとともにメディアとして都会の日常に入り込みはじめる。昭和11(1936)年に発表された「瀬東綺譚」(永井荷風)で、主人公は「九州弁の政談、浪花節、それから学生の演劇に類似した朗読に洋楽を取り交ぜた」ラジオや「昼夜時間をかまわず」流行歌を鳴らし立てる蓄音機に苦しめられている。翌年に始まった日中戦争(支那事变)により、内務省はレコードへの検閲を強め、またラジオは国民の教化動員を目的とした「国民歌」を流すことで、日常の音の風景も国策へと統合されていく。

この時代には日本文化中央連盟(昭和12〈1937〉年9月結成)をはじめとして、芸能・芸術を国家に結びつける様々な団体が設立されている。洋楽界においても娯楽を排して愛国心を涵養する組織化の必要性が叫ばれ、昭和15(1940)年には山田耕筰^{やまだ こうさく}を会長とする演奏家協会が発足している。これは親睦や互助を目的とした既存の団体とは異なり、官の意向を反映した興行取り締まりを目的の一つに置いていた。

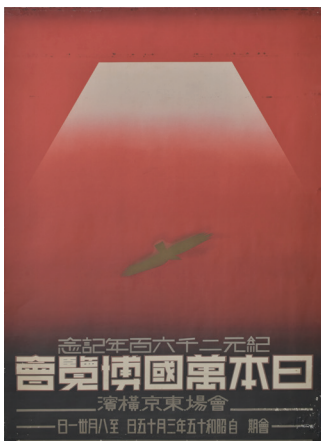
紀元2600年奉祝は、戦争に向け挙国一致体制を作る上で重要な役割を果たした行事だった。当初のプランには神武天皇ゆかりの地の整備や国史館の建設とならび万国博覧会やオリンピックの同時開催も含まれていたが、日中戦争が激化したことにより万博は無期限延期、オリンピックは返上となり、奉祝は国威発揚の一大イベントとなった。

これに関連して洋楽界でも様々な行事が行われた。文化中央連盟が主催した奉祝芸能祭制定交響作品発表会の中でも大きなもので、主要な作曲家がこぞで大作を発表した他に、長唄や雅楽など様々なジャンルで新作が発表された。東京音楽学校教授・信時潔^{のぶときよし}による交声曲(カンタータ)《海道東征》はとりわけ傑作の評価を得、当時広く演奏された。

また外務省や国際文化振興会、日本放送協会の主導で、欧州の作曲家への奉祝曲の献納が委嘱され、イルデブラント・ピツェッティ(イタリア)、ジャック・イベール(フランス)、リヒャルト・シュトラウス(ドイツ)、シャンドール・ヴェレシュ(ハンガリー)、ベンジャミン・ブリテン(イギリス)が曲を寄せた。新交響楽団、中央交響楽団、東京音楽学校、宮内省楽部、東京放送管弦楽団、星桜吹奏楽団からなる紀元二千六百年奉祝管弦楽団が結成され、同年12月、東京・歌舞伎座でブリテンを除く作品を初演したほか、放送・レコード化・楽譜出版も行われ、官民挙げての記念行事となった。

他にも様々な奉祝演奏会が行われたが、山田耕筰が10年来の構想を経て発表した日本語による初めてのグランド・オペラ《夜明け》(黒船)は、《海道東征》と並び唱歌・童謡・歌曲を通じて日本語と西洋音楽の融合を目指してきた近代日本洋楽界の一つの到達点と言えるだろう。

各種協会の要職にあった山田は洋楽界に大きな政治力をふるい、信時の作曲した国民歌《海ゆかば》は戦時中、準国歌として用いられたことなどから、戦後これらの楽曲は再演の機会がほとんどなかったが、《夜明け》は平成20(2008)年に新国立劇場で全曲が初演され、《海道東征》も演奏機会が増えつつあり、再評価の機運もある。(江藤 光紀)



37『紀元二千六百年記念日本万国博覧会』

日本万国博覧会協会刊 1枚

昭和15(1940)年は神武紀元2600年に当たる。国家を挙げて計画されたその七大記念事業の一つが日本万国博覧会である。東京・横浜で3月15日から8月31日に開催することが計画され、昭和9(1934)年には日本万国博覧会協会が設立された。本資料は開催を予告するポスターで、富士山と、神武天皇神話の象徴である金鷄とがデザインされている。万国博覧会は、世界各国を招請し、前売り券を発売するなど、開催に向けて準備が進められたが、「時局ノ進展」、すなわち「支那事变(日中戦争)ニ伴フ最近ノ情勢」を考慮し、昭和13年7月15日の閣議により無期限延期となった。

38『皇紀二千六百年奉祝美術展覧会絵画選集図録』

東京：日伊協会 昭和16(1941)年刊 1冊

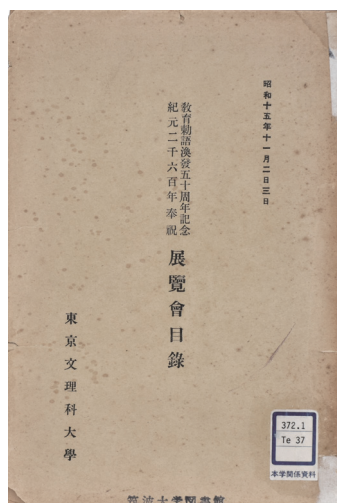
紀元2600年に際しては、日本文化を紹介する奉祝行事が数多く開催された。絵画も公募され、秋に二千六百年奉祝美術展覧会が開催された。本資料は、日伊協会がその日本画・洋画から100点を選び、イタリアの識者に贈るために編纂した図録。イタリア語を併記し、CATALOGO DELL' ESPOSIZIONE DI BELLE ARTI の書名も付されている。掲載図版を見る限り、集められた作品は、川合玉堂の日本画「彩雨」、藤田嗣治の洋画「犬」など、直接に神武天皇を礼讃しない作品も少なくなく、これらの芸術家たちが直ちに戦争へと扇動するナショナリズムの高揚を目的としたとは考えにくい。



39『教育勅語渙発五十周年記念・紀元二千六百年奉祝展覧会目録』

東京：東京文理科大学 昭和15(1940)年刊 1冊

昭和15年は教育勅語渙発50年の節目でもあり、東京文理科大学では、2600年奉祝を兼ねた展覧会を開催した。本書はその展示資料目録。展覧会では、教育勅語の原本や教科書、参考書、研究書、維新功労者の書などが展示されたが、資料の半数以上は満洲国・中華民国資料である。3年前に日中戦争が始まり、大陸への侵略が進められるなか、本学前身校の研究、教育、教員養成もまた、政治との距離感を失っていった。東京高等師範学校で三宅米吉の教えを受けた東京文理科大学教授肥後和男は、天皇・皇室を尊崇する一方、神武天皇が崇神天皇の理想的投影で、歴史的実在の初代天皇としては観念的な存在であったとする歴史心理を考証したことで知られる。しかし、国家思想の是認と疑われる著書を公刊し、昭和16(1941)年に文部省の臨時国史概説編纂部編纂嘱託、18(1943)年に古典編修部調査嘱託を委嘱されるなどして、昭和21(1946)年に公職追放、免官された(同27年公職適格判定)。



40『私たちの日本史』

東京文理科大学歴史研究会著 東京：愛育社
昭和27(1952)年刊 2巻2冊

東京文理科大学の教官が、結果としてアジア・太平洋戦争へ直接・間接に導いてしまった戦前の研究、教育、教員養成を反省し、「科学的歴史」の立場から編纂した中学校社会科準教科書。執筆者には小葉田淳(委員長)、和歌森太郎、芳賀幸四郎、桜井徳太郎、大山日出夫、甲元武士、長野正、竹田旦、福地重孝が名を連ねる。戦前の国史教科書

にあった神武天皇神話は、史実としては抹殺されたが、例えば神功皇后の三韓征伐神話を「一人の英雄的女性の事業にまとめられて人々の間に語りつたえられたもの」と注記するなど、神話の歴史的意味にも言及している。年代表記についても、アジア・太平洋戦争終戦まで国史教科書に用いられてきた神武紀元は姿を消し、「大宝元年(七〇一年)」のように、元号・西暦による表記が採用されている。



コラム

インドネシア独立宣言に記された
神武天皇即位紀元

日本がポツダム宣言受諾を決定した3日後の昭和20(1945)年8月17日、日本の植民地であったインドネシアではある歴史的な出来事が行われていた。それは同国初代大統領となるスカルノが、同じく初代副大統領となるホハマッド・ハッタを従え、行ったインドネシア共和国独立宣言である。オランダ、そして日本と続く植民地支配のくびきを脱して、インドネシア民族の悲願であった独立を達成した瞬間である。しかし、同宣言文が西暦ではなく、神武天皇即位紀元(以下、皇紀)で記されていることは、その歴史的な事実の影に隠れて、意外にも知られていない。スカルノがしたためた手書き草稿からも、皇紀で記されていることが確認できる。宣言文は以下の通りだ。

宣 言

我々インドネシア民族はここにインドネシアの独立を宣言する。権力の移行やそのほかに関する事項は迅速かつ適切に行われる。

ジャカルタ 05年8月17日

インドネシア民族の名において

草稿にある「05」年とは、皇紀2605年を指している。少し紛らわしいのは、偶然にも西暦1945年と、皇紀2605年の下一桁が「5」と、同じであることだ。当時のインドネシアにおいて、この「05」年を皇紀と受け止めた国民がどれだけいたのだろうか。宣言翌日の8月18日には独立準備委員会が開催され、憲法の制定や正副大統領の選出が行われているが、当然のことながら皇紀は使用されていない。インドネシアではこの歴史的出来事を後生に伝えるため、インドネシア独立宣言文起草博物館が設置され、独立宣言文作成前後の緊迫した状況を今に伝えている。

インドネシアで皇紀が用いられるようになった背景には、法的根拠がある。昭和17(1942)年4月29日公布の布告第15号「紀元及日本ノ名称使用ニ関スル件」である。その第一条に、「紀元ハ皇紀ヲ使用スヘシ皇紀ニ依レハ本年ハ二千六百二年ナリ」とある。南方軍政を調査研究した岩武照彦によれば、そもそもそれが誰の発案であったのか不明である。法令を掲載した「治官報」の日本文には昭和紀年を用いながら、インドネシア語版には皇紀を使用するなど、その使用には整合性が見られない。日本文化への同化を目指した皇民化教育(例えば、日本国旗掲揚、日本時間の使用)の一環であったことは間違いない。しかし、イスラーム教徒の多いインドネシア(現在、約2億2000人と世界最大のイスラーム教徒を誇る)において、イスラーム暦との関係がどうであったのか、不明な点が多い。加えて、当時国民の識字率が6%前後であったこと、1万3000もの島々から構成されていることを考慮すると、インドネシア社会への皇紀の浸透は限定的だったと言ってよいだろう。

皇紀の使用については、インドネシアの高校で使用されている歴史教科書でも、全く触れられていない。そのため、独立宣言の年号がなぜ「05」となっているのか正しく理解されていない。独立宣言から54年の時を経て、そのことが明るみになった出来事がある。平成11(1999)年11月、インドネシアで登場した10万ルピア高額紙幣に、スカルノとハッタの肖像画とともに、独立宣言草稿が印刷されていた。しかし、そこには「05年8月17日」としか記載されておらず、発券元であるインドネシア中央銀行には「45年の印刷ミスではないか」(『朝日新聞』平成11年11月12日国際面記事)との電話が相次いだ。記事は独立の歴史が風化している証拠だと指摘した。しかし、それは必ずしも正しくはない。民族の悲願である独立を達成した高揚感の中で、なぜ皇紀であったのかを冷静に振り返り、次世代に継承する意味が見出せなかったとしても、何ら不思議ではない。

(次ページに続く)

なぜ皇紀なのか、それは今となっては永遠に謎である。インドネシア史研究者鈴木恒之は、独立宣言の皇紀について次のように言及している。「この宣言への皇紀の使用をもって、インドネシア共和国成立を日本製と主張した者もあるが、それが何ら根拠をもたないことはすでに述べた経過からも明白である。宣言作成に参加した人々の眼は、独立の中身やその実現にのみ向けられていたのであろう。かれらによって皇紀が無意識に使用されたことは、むしろ日本軍政による日本的なものの押しつけが、インドネシアに対していかにきびしかったかを示しているといえる」。相手国がどうであれ、インドネシアの植民地支配という不幸な歴史の中で、日本がインドネシアの人々の時間観念を強制的にでも書き換えようとした事実は、記憶に留めておく必要がある。時を支配するとは、一体どういうことかを考えさせてくれる貴重な歴史資料である。

(鈴木 伸隆)



(参考) 大東亜戦争下マラヤ日本軍政1周年記念カバー
1942年12月8日 (個人蔵)

日本軍政以前に英領マラヤで発行された切手の印面上に付された刻印、昭南（現シンガポール）局の郵便印に皇紀が「2602」年と記されている。

掲載資料一覧

資料番号	資料名	請求記号
1	筑波大学新聞で読む筑波大学の40年	377.28-F75
2	日本書紀通証 卷三十	≡240-43 / 那珂文庫
3	日本三代実録 卷三十一	≡250-23
4	菅家文草 卷四	ル295-1
5	群書類従 卷第四百六十一	イ300-24
6	後京極摂政記	≡216-43
7	兼綱公記	≡216-66
8	常陸編年 卷第四	≡330-2
9	改元物語	△215-238
10	改元部類記 卷五	△215-236
11	日本三代実録 卷五	≡250-23
12	宣明暦	テ120-41 / 三宅文庫
13	延喜式 卷十六	△212-6
14	政事要略 卷二十五	△212-38
15	三国相伝陰陽輶轄簠簋内伝金烏玉兔集 卷五	ロ895-73
16	土御門泰重書状	雑文書 / 貴
17	貞享暦 卷三	テ120-12
18	周易 卷下	ロ805-40
19	改元考証土代 卷下	△215-480
20	太政官日誌 二冊目	≡216-145
21	元号考(藁本)	≡200-303
22	周易	ロ805-130
23	書経 卷上	ロ805-130
24	尚書 卷一至卷六	ロ815-94 / 貴
25	史記 序・目録・卷第一～四	≡610-128 / 三宅文庫
26	万葉和歌集 卷第五	ル212-1 / 貴
27	こゝろ	913.6-N58
28	古事記 卷中	≡240-149 / 那珂文庫
29	神武卷二葉草	≡240-76
30	延喜式 卷第二十一	△212-6
31	大日本史論贊 卷之一	≡230-116 / 三宅文庫
32	増註 前王廟陵記 卷之上	ネ306-52
33	諸陵周垣成就記	≡220-32
34	聖蹟図志 卷之上	ネ308-14
35	新撰年表	≡120-110 / 三宅文庫
36	明治七年甲戌太陽略暦	449.81-Ta25-1874
37	紀元二千六百年記念日本万国博覧会	727.6-Ki16
38	皇紀二千六百年奉祝美術展覧会絵画選集図録	720.8-Ko43
39	教育勅語渙発五十周年記念・紀元二千六百年奉祝展覧会目録	372.1-Te37
40	私たちの日本史	375.932-To46-3-53-1,2 / 東京教育大学教育課程文庫

※附属図書館の貴重図書は、請求記号の末尾に「 / 貴」と示した

※また文庫については、請求記号の末尾に「 / ○○文庫」と示した

改元一覽

元号	西暦	改元日	天皇	改元理由	年数	元号	西暦	改元日	天皇	改元理由	年数
大化	645	6月19日	孝徳	代始(追号か)	6	延久	1069	4月13日	後三条	代始	6
白雉	650	2月15日		祥瑞	5	承保	1074	8月23日	白河	代始、陽九・三合	4
朱鳥	686	7月20日	天武	祥瑞	1	承暦	1077	11月17日		災異	5
大宝	701	3月21日	文武	祥瑞	4	永保	1081	2月10日		辛酉革命	4
慶雲	704	5月10日		祥瑞	5	応徳	1084	2月7日		甲子革命	4
和銅	708	1月11日	元明	祥瑞	8	寛治	1087	4月7日	堀河	代始	8
霊龜	715	9月2日	元正	祥瑞	3	嘉保	1094	12月15日		災異	3
養老	717	11月17日		祥瑞	8	永長	1096	12月17日		災異	2
神龜	724	2月4日		祥瑞	6	承德	1097	11月21日		災異	3
天平	729	8月5日	聖武	祥瑞	21	康和	1099	8月28日		災異	6
天平感宝	749	4月14日		祥瑞	1	長治	1104	2月10日		災異	3
天平勝宝	749	7月2日	孝謙	代始	9	嘉承	1106	4月9日		災異	3
天平宝字	757	8月18日		祥瑞	9	天仁	1108	8月3日	鳥羽	代始	3
天平神護	765	1月7日	称徳	代始	3	天永	1110	7月13日		災異	4
神護景雲	767	8月16日		祥瑞	4	永久	1113	7月13日		災異	6
宝龜	770	10月1日	光仁	代始	12	元永	1118	4月3日		災異	3
天応	781	1月1日		祥瑞	2	保安	1120	4月10日		御愼、災異	5
延暦	782	8月19日	桓武	代始	25	天治	1124	4月3日	崇徳	代始	3
大同	806	5月18日	平城	代始	5	大治	1126	1月22日		災異	6
弘仁	810	9月19日	嵯峨	代始	15	天承	1131	1月29日		災異	2
天長	824	1月5日	淳和	代始	11	長承	1132	8月11日		災異	4
承和	834	1月3日	仁明	代始	15	保延	1135	4月27日		災異	7
嘉祥	848	6月13日		祥瑞	4	永治	1141	7月10日	近衛	辛酉革命	2
仁寿	851	4月28日	文徳	代始、祥瑞	4	康治	1142	4月28日		代始	3
斉衡	854	11月30日		祥瑞	4	天養	1144	2月23日		甲子革命	2
天安	857	2月21日		祥瑞	3	久安	1145	7月22日		災異	7
貞観	859	4月15日	清和	代始	19	仁平	1151	1月26日		災異	4
元慶	877	4月16日	陽成	代始、祥瑞	9	久寿	1154	10月28日		災異	3
仁和	885	2月21日	光孝	代始	5	保元	1156	4月27日	後白河	代始	4
寛平	889	4月27日	宇多	代始	10	平治	1159	4月20日	二条	代始	2
昌泰	898	4月26日	醍醐	代始	4	永暦	1160	1月10日		災異	2
延喜	901	7月15日		辛酉革命、災異	23	応保	1161	9月4日		災異	3
延長	923	閏4月11日		災異	9	長寛	1163	3月29日		災異	3
承平	931	4月26日	朱雀	代始	8	永万	1165	6月5日	六条	災異	2
天慶	938	5月22日		災異	10	仁安	1166	8月27日		代始	4
天暦	947	4月22日	村上	代始	11	嘉応	1169	4月8日	高倉	代始	3
天徳	957	10月27日		災異	5	承安	1171	4月21日		災異、御惱	5
応和	961	2月16日		辛酉革命	4	安元	1175	7月28日		災異	3
康保	964	7月10日		甲子革命	5	治承	1177	8月4日		災異	5
安和	968	8月13日	冷泉	代始	3	養和	1181	7月14日	安德	代始	2
天禄	970	3月25日	円融	代始	4	寿永	1182	5月27日		災異	3
天延	973	12月20日		災異	4	元暦	1184	4月16日	後鳥羽	代始	2
貞元	976	7月13日		災異	3	文治	1185	8月14日		災異	6
天元	978	11月29日		災異	6	建久	1190	4月11日		御愼、三合	10
永観	983	4月15日		災異	3	正治	1199	4月27日	土御門	代始	3
寛和	985	4月27日	花山	代始	3	建仁	1201	2月13日		辛酉革命	4
永延	987	4月5日	一条	代始	3	元久	1204	2月20日		甲子革命	3
永祚	989	8月8日		災異	2	建永	1206	4月27日		災異	2
正暦	990	11月7日		災異	6	承元	1207	10月25日		災異	5
長徳	995	2月22日		災異	5	建暦	1211	3月9日	順徳	代始	3
長保	999	1月13日		災異	6	建保	1213	12月6日		災異	7
寛弘	1004	7月20日		災異	9	承久	1219	4月12日		災異、三合	4
長和	1012	12月25日	三条	代始	6	貞応	1222	4月13日	後堀河	代始	3
寛仁	1017	4月23日	後一条	代始	5	元仁	1224	11月20日		災異	2
治安	1021	2月2日		辛酉革命	4	嘉禄	1225	4月20日		災異	3
万寿	1024	7月13日		甲子革命	5	安貞	1227	12月10日		災異、三合	3
長元	1028	7月25日		災異	10	寛喜	1229	3月5日		災異	4
長暦	1037	4月21日	後朱雀	代始	4	貞永	1232	4月2日	四条	災異	2
長久	1040	11月10日		災異	5	天福	1233	4月15日		代始	2
寛徳	1044	11月24日	後冷泉	災異	3	文暦	1234	11月5日		災異	2
永承	1046	4月14日		代始	8	嘉禎	1235	9月19日		災異	4
天喜	1053	1月11日		災異	6	暦仁	1238	11月23日		災異	2
康平	1058	8月29日		災異	8	延応	1239	2月7日		災異	2
治暦	1065	8月2日		災異、三合	5	仁治	1240	7月16日		災異	4

元号	西暦	改元日	天皇	改元理由	年数	元号	西暦	改元日	天皇	改元理由	年数	
寛元	1243	2月26日	後嵯峨	代始	5	文正	1466	2月28日	後土御門	代始	2	
宝治	1247	2月28日	後深草	代始	3	応仁	1467	3月5日		災異	3	
建長	1249	3月18日		災異	8	文明	1469	4月28日		災異	19	
康元	1256	10月5日		災異	2	長享	1487	7月20日		災異	3	
正嘉	1257	3月14日		災異、御慎	3	延徳	1489	8月21日		災異	4	
正元	1259	3月26日		災異	2	明応	1492	7月19日		災異	10	
文応	1260	4月13日	龜山	代始	2	文亀	1501	2月29日	後柏原	代始、辛酉革命	4	
弘長	1261	2月20日		辛酉革命	4	永正	1504	2月30日		甲子革命	18	
文永	1264	2月28日		甲子革命	12	大永	1521	8月23日		災異	8	
建治	1275	4月25日	後宇多	代始	4	享祿	1528	8月20日	後奈良	代始	5	
弘安	1278	2月29日		災異	11	天文	1532	7月29日		災異	24	
正応	1288	4月28日	伏見	代始	6	弘治	1555	10月23日		災異	4	
永仁	1293	8月5日		災異	7	永祿	1558	2月28日	代始	13		
正安	1299	4月25日	後伏見	代始	4	元亀	1570	4月23日	災異	4		
乾元	1302	11月21日	後二条	代始	2	天正	1573	7月28日	災異	20		
嘉元	1303	8月5日		災異	4	文祿	1592	12月8日	代始、豊臣秀吉申入か	5		
徳治	1306	12月14日	花園	災異	3	慶長	1596	10月27日	災異	20		
延慶	1308	10月9日		代始	4	元和	1615	7月13日	代始、徳川家康申入	10		
応長	1311	4月28日		災異	2	寛永	1624	2月30日	甲子革命	21		
正和	1312	3月20日		災異	6	正保	1644	12月16日	代始	5		
文保	1317	2月3日	後醍醐	災異	3	慶安	1648	2月15日	御慎	5		
元応	1319	4月28日		代始	3	承応	1652	9月18日	御慎、徳川家綱將軍補任	4		
元亨	1321	2月23日		辛酉革命	4	明暦	1655	4月13日	代始	4		
正中	1324	12月9日		甲子革命、災異	3	万治	1658	7月23日	災異	4		
嘉暦	1326	4月26日	後醍醐	災異	4	寛文	1661	4月25日	災異	13		
元徳	1329	8月29日		災異	3	延宝	1673	9月21日	災異	9		
元弘	1331	8月9日		災異	4	天和	1681	9月29日	辛酉革命、御慎	4		
建武	1334	1月29日		発乱帰正 (北朝は5年8月28日まで)	3	貞享	1684	2月21日	甲子革命	5		
			天皇京都帰還	5	元禄	1688	9月30日	東山	代始	17		
延元	1336	2月29日	後村上	代始か	7	宝永	1704		3月13日	災異	8	
興国	1340	4月28日			25	正徳	1711	4月25日	中御門	代始	6	
正平	1346	12月8日				享保	1716	6月22日		災異	21	
建徳	1370	(2月5日以前)	南朝	代始か	3	元文	1736	4月28日	桜町	代始	6	
文中	1372	(4月5-28日)		長慶		4	寛保	1741		2月27日	辛酉革命	4
天授	1375	5月27日			災異	7	延享	1744		2月21日	甲子革命	5
弘和	1381	(6月21日以前)			辛酉革命か	4	寛延	1748	7月12日	桃園	代始	4
元中	1384	(11月5日以前)	後龜山	代始か、甲子革命か	9	宝暦	1751	10月27日	災異		14	
正慶	1332	4月28日	北朝	光厳	代始	2	明和	1764	6月2日	後桜町	代始	9
暦応	1338	8月28日		光明	代始	5	安永	1772	11月16日	後桃園	災異	10
康永	1342	4月27日			災異	4	天明	1781	4月2日	光格	代始	9
貞和	1345	10月21日	災異		6	寛政	1789	1月25日	災異		13	
観応	1350	2月27日	崇光	代始	3	享和	1801	2月5日	辛酉革命		4	
文和	1352	9月27日			5	文化	1804	2月11日	甲子革命	15		
延文	1356	3月28日	北朝	後光厳	災異	6	文政	1818	4月22日	仁孝	代始	13
康安	1361	3月29日			災異	2	天保	1830	12月10日		災異	15
貞治	1362	9月23日			災異	7	弘化	1844	12月2日		災異	5
応安	1368	2月18日			災異	8	嘉永	1848	2月28日	代始	7	
永和	1375	2月27日	北朝	後円融	代始	5	安政	1854	11月27日	災異	7	
康暦	1379	3月22日			災異	3	万延	1860	3月18日	災異	2	
永徳	1381	2月24日			辛酉革命	4	文久	1861	2月19日	辛酉革命	4	
至徳	1384	2月27日			甲子革命、代始か	4	元治	1864	2月20日	甲子革命	2	
嘉慶	1387	8月23日	北朝	後小松	災異	3	慶応	1865	4月7日	災異	4	
康応	1389	2月9日			災異	2	明治	1868	9月8日	明治	代始、一世一元	45
明德	1390	3月26日			災異	5	大正	1912	7月30日	大正	代始、皇室典範第12条・ 登極令第2条	15
応永	1394	7月5日			(後円融上皇崩御)	35						
正長	1428	4月27日	北朝	称光	代始	2	昭和	1926	12月25日	昭和	代始、皇室典範第12条・ 登極令第2条	64
永享	1429	9月5日		後花園	代始	13					平成	1989
嘉吉	1441	2月17日			辛酉革命	4	令和	2019	5月1日	今上(徳仁)	代始、元号法	
文安	1444	2月5日			甲子革命	6						
宝徳	1449	7月28日			災異	4						
享徳	1452	7月25日			災異、三合	4						
康正	1455	7月25日			災異	3						
長祿	1457	9月28日			災異	4						
寛正	1460	12月21日			災異	7						

註　小倉慈司『事典日本の年号』（吉川弘文館、2019年）、米田雄介編『令和
新修歴代天皇・年号事典』（吉川弘文館、2019年）等により作成。
改元理由については諸説のうち代表的なものを挙げた。

註 小倉慈司『事典日本の年号』（吉川弘文館、2019年）、米田雄介編『令和新修歴代天皇・年号事典』（吉川弘文館、2019年）等により作成。
改元理由については諸説のうち代表的なものを挙げた。

主要参考文献

※ 著者五十音順

【全体 および プロローグ 時を数む】

岡田芳朗『日本の暦』 新人物往来社 1996。
小倉慈司『事典日本の年号』 吉川弘文館 2019。
木下正史・佐藤信編『飛鳥から藤原京へ』（古代の都1） 吉川弘文館 2010。
小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳『萬葉集』4（新編日本古典文学全集9） 小学館 1996。
坂本太郎『日本の修史と史学—歴史書の歴史—』（講談社学術文庫） 講談社 2020。
鈴木武樹編『元号を考える』 現代評論社 1977。
所功『年号の歴史—元号制度の史的 연구—』 増補版 雄山閣 1989。
所功編『日本年号史大事典』 雄山閣 2014。
中牧弘允編『世界の暦文化事典』 丸善出版 2017。
中牧弘允「メディアとしての暦—朝鮮・台湾・インドネシアにおける元号と皇紀—」『関西学院大学社会学部紀要』130号 2019。
中牧弘允「歴史の証人としての暦—比較研究の基礎に—」『史境』79・80合併号 2020。
日本生活文化史学会編『生活文化史』2号 暦と日本人の生活 雄山閣出版 1984。
広瀬秀雄『暦』（日本史小百科5） 近藤出版社 1978。
福原直樹・伊藤純郎編『筑波大学新聞で読む筑波大学の40年』 筑波大学出版会 2013。
増尾伸一郎・松崎哲之編『交響する東方の知—漢文文化圏の輪郭—』 明治書院 2014。
水上雅晴編『年号と東アジア—改元の思想と文化—』 八木書店 2019。
米田雄介編『令和新修歴代天皇・年号事典』 吉川弘文館 2019。

【Ⅰ. 日本の元号と暦】

今井宇三郎校注「三善清行「革命勘文」」 山岸徳平・竹内理三・家永三郎・大曾根章介編『古代政治社会思想』（日本思想大系8） 岩波書店 1979。
川口久雄校注『菅家文草・菅家後集』（日本古典文学大系72） 岩波書店 1966。
京都文化博物館・郡山市立美術館・読売新聞大阪本社編『安倍晴明と陰陽道展』 読売新聞大阪本社 2003。
佐藤均『革命・革命勘文と改元の研究』 佐藤均著作集刊行会 1991。
谷口孝介「貞観二年朔旦冬至における「経」と「術」と」『菅原道真の詩と学問』 塙書房 2006。
谷口孝介『『日本三代実録』の史観—「凡例」と改元記事とを中心に—』 鉄野昌弘・奥村和美編『萬葉集研究』40集 芳賀紀雄先生追悼記念 塙書房 2021。

所功『三善清行』（人物叢書） 吉川弘文館 1970。
中村璋八『日本陰陽道書の研究』 増補版 汲古書院 2000。
中村士『江戸の天文学者 星空を翔ける—幕府天文方、渋川春海から伊能忠敬まで—』 技術評論社 2008。
中山茂『日本の天文学—西洋認識の尖兵—』（岩波新書） 岩波書店 1972。
林淳『天文方と陰陽道』（日本史リブレット46） 山川出版社 2006。
林淳『渋川春海』（日本史リブレット人50） 山川出版社 2018。
細井浩志『古代の天文異変と史書』 吉川弘文館 2007。
細井浩志『日本史を学ぶための〈古代の暦〉入門』 吉川弘文館 2014。
桃裕行『暦法の研究』上（桃裕行著作集7） 思文閣出版 1990。
安居香山『中国神秘思想の日本への展開』 大正大学出版部 1983。
戴内清『歴史はいつ始まったか—年代学入門—』（中公新書） 中央公論社 1980。
山下克明『平安時代陰陽道史研究』 思文閣出版 2015。
山下克明『平安貴族社会と具注暦』（日記で読む日本史2） 臨川書店 2017。

【Ⅱ. 明治から令和へ】

伊藤博『萬葉集の歌人と作品』下 塙書房 1975。
伊藤博『萬葉集釋注』3（集英社文庫ヘリテージシリーズ） 集英社 2005。
今井宇三郎『易経』上（新釈漢文大系23） 明治書院 1987。
今井宇三郎・堀池信夫・間嶋潤一『易経』下（新釈漢文大系63） 明治書院 2008。
小野沢精一『書経』下（新釈漢文大系26） 明治書院 1985。
加藤常賢『書経』上（新釈漢文大系25） 明治書院 1983。
鎌田永吉「いわゆる大政改元史料をめぐって」『秋大史学』14号 1967。
小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳『萬葉集』2（新編日本古典文学全集7） 小学館 1995。
中西進「文人歌の試み—大伴旅人における和歌—」『文学』52 1984。
芳賀紀雄『萬葉集における中国文学の受容』 塙書房 2003。
平舘英子「『梅の花』の歌—雪に関連して—」 伊藤博博士古稀記念会編『万葉学藻』 塙書房 2006。
武者小路穰「戊辰役の一資料」『史学雑誌』61編8号 1952。
森鷗外『元号通覧』（講談社学術文庫） 講談社 2019。
吉田賢抗『史記』1 本紀（新釈漢文大系38） 明治書院 1973。

【Ⅲ. 神武天皇即位紀元の周辺】

イ・ワヤン・バドリカ(石井和子監訳)『インドネシアの歴史—インドネシア高校歴史教科書—』(世界の教科書シリーズ 20) 明石書店 2008。

井上辰雄『天皇家の誕生—帝と女帝の系譜—』 遊子館 2006。

井上辰雄『紀元節復活の風潮について』『歴史学研究』179号 1955。

岩崎卓也「考古学研究の現状と問題点—研究者の社会的責任をめぐって—」『東京教育大学文学部紀要』76号(史学研究) 1970。

岩武照彦「初期南方軍政のふたつのタイプ—山下・渡辺軍政(マライ)と今村・中山軍政(ジャワ)—」『東南アジア—歴史と文化—』13巻 1983。

上田正昭『大和朝廷—古代王権の成立—』(講談社学術文庫) 講談社 1995。

上田正昭・新名丈夫・松島栄一・新井直之・荒瀬豊・三笠宮崇仁・遠山茂樹・家永三郎・古在由重・日高六郎・吉村徳蔵・田口富久治・佐藤伸雄・大江志乃夫・甘粕健・星野安三郎・直木孝次郎『紀元節問題—「建国記念の日」制定はなにをめざすか—』(緊急特集版 2号) 青木書店 1967。

植村清二『神武天皇—日本の建国—』(中公文庫) 中央公論社 1990。

大津透『神話から歴史へ』(天皇の歴史 1、講談社学術文庫) 講談社 2017。

大濱徹也『講談日本通史—素顔の日本を問いかた—』改訂版 同成社 2018。

暮沢剛巳・江藤光紀・鯖江秀樹・寺本敬子『幻の万博—紀元二千六百年をめぐる博覧会のポリティクス—』 青弓社 2018。

佐藤信編『古代史講義—邪馬台国から平安時代まで—』(ちくま新書) 筑摩書房 2018。

佐藤卓己『現代メディア史』新装版 岩波書店 2018。

新川登亀男・早川万年編『史料としての『日本書紀』—津田左右吉を読みなおす—』 勉誠出版 2011。

高岡裕之「観光・厚生・旅行」 赤澤史郎・北河賢三編『文化とファシズム』 日本経済評論社 1993。

高木博志・山田邦和編『歴史のなかの天皇陵』 思文閣出版 2010。

辻善之助編『日本紀元論纂』 東海書房 1947。

津田左右吉(今井修編)『津田左右吉歴史論集』(岩波文庫) 岩波書店 2006。

津田左右吉『古事記及び日本書紀の研究 完全版』 毎日ワズ 2020。

土屋理義『南方占領地のステーション—土屋理義コレクション—』 日本郵趣協会 2013。

外池昇『天皇陵—「聖域」の歴史学—』(講談社学術文庫) 講談社 2019。

直木孝次郎『日本神話と古代国家』(講談社学術文庫) 講談社 1990。

中野仁人「1930年代から40年代前半の日本のポスターに見る諧調表現について」『デザイン理論』38号 1999。

中野目徹『明治の青年とナショナリズム—政教社・日本新聞社の群像—』 吉川弘文館 2014。

中山久四郎『神武天皇と日本の歴史』 小川書店 1961。

長岡昇「インドネシア新札に「皇紀」の年号」『朝日新聞』1999年11月12日朝刊 国際面。

日本史研究会編『日本の建国—歴史家は紀元節をどうみるか—』 東京大学出版会 1957。

芳賀登『批判近代日本史学思想史』 柏書房 1974。

芳賀登『肥後和男歴史学を考える』 教育出版センター 1993。

長谷川亮一『「皇国史観」という問題—十五年戦争期における文部省の修史事業と思想統制政策—』 白沢社 2008。

肥後和男『日本神話伝承』 雪華社 1970。

肥後和男『崇神天皇』 秋田書店 1974。

肥後和男『古代史上の天皇と氏族』 弘文堂 1978。

姫本由美子「日本占領下インドネシアで読まれた刊行物—知識人とその他に分断された社会を映し出す鏡—」『アジア太平洋討究』34号 2018。

古川隆久『皇紀・万博・オリンピック—皇室ブランドと経済発展—』(読みなおす日本史) 吉川弘文館 2020。

古川隆久『建国神話の社会史—史実と虚偽の境界—』(中公選書) 中央公論新社 2020。

星野良作『研究史 神武天皇』 吉川弘文館 1980。

星野良作「神武天皇の虚像と実像」『歴史公論』62号 1981。

宮崎刀史「皇紀二千六百年奉祝芸能祭に関する一考察」『演劇研究センター紀要』1号 2003。

茂木雅博『日本史の中の古代天皇陵』 慶友社 2002。

安田文野「〈紀元二千六百年奉祝楽曲発表演奏会〉におけるジャック・イペールの〈祝典序曲〉—初演に至るまでのプロセス—」『愛知県立芸術大学紀要』49号 2019。

山之内靖『総力戦体制』 筑摩書房 2015。

ルオフ、ケネス(木村剛久訳)『紀元二千六百年—消費と観光のナショナリズム—』(朝日選書) 朝日新聞出版 2010。

和歌森太郎『天皇制の歴史心理』 弘文堂 1973。

和歌森太郎・戒能通孝「紀元節の思想と国民主権」『教育評論』194号 1966。

和田久徳・森弘之・鈴木恒之『東南アジア現代史』Ⅰ 総説・インドネシア(世界現代史5) 山川出版社 1977。

企画

筑波大学人文社会系

関根 久雄 (系長)
谷口 孝介 (教授)
山澤 学 (准教授)
江藤 光紀 (准教授)
鈴木 伸隆 (准教授)
馬場 美佳 (准教授)
白戸 健一郎 (助教)

筑波大学附属図書館

池田 潤 (館長)
島田 康行 (副館長・研究開発室長)
熊渕 智行 (学術情報部長)

筑波大学附属図書館研究開発室

山澤 学 (プロジェクト研究代表者)
谷口 孝介 (プロジェクト研究分担者)

附属図書館特別展ワーキング・グループ

真中 孝行 (主査)
浅野 ゆう子
大久保 明美
田村 香代子
藤田 祥子
保立 桃果
吉川 千春
渡邊 朋子

電子展示Web

<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/exhibition/2021/>

令和3年度 筑波大学附属図書館特別展

時を数む ―紀年・暦法・元号―

令和3年11月8日 発行

発行 筑波大学附属図書館 ©2021

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

TEL 029-853-2376

印刷 前田印刷株式会社

ISBN 978-4-910114-24-8



筑波大学
University of Tsukuba